

第一次世界大戦、ロシア革命とウクライナ・ナショナリズム

村田 優 樹

はじめに

近年の第一次世界大戦研究においては、「諸帝国の戦争」として大戦をとらえる見方が打ち出されている。このような見方は必然的に、ロシア、ハプスブルク、ドイツ、そしてオスマンの四帝国が直接戦火を交えた東部戦線への関心を高めることとなった。重層的なアイデンティティをもった諸集団を擁し、平時には越境的な交通、交流の舞台となっていた帝国間の境界地域は、開戦と共に前線地帯となり、上位権力による暴力の統御が崩壊した「破碎帯 Shatterzone」となった⁽¹⁾。「破碎帯」をめぐる実証研究は、大戦研究への社会史的手法の導入とも共鳴しながら、占領体制の下での一般人の生活や、当局による恣意的な疎開、追放、あるいは捕虜収容所の実態について豊富な成果をもたらした。そして、大戦の前線地帯となり、1920年代まで革命と内戦によるカオスが続いたウクライナは「破碎帯」の代表例であるといえる⁽²⁾。

東部戦線への眼差しは、大戦期におけるナショナリズムと帝国の特殊な関係にもあらたな光を向けた。すなわち、多民族帝国の内部においてナショナリズムと帝国は常に対立関係にあり、解放運動としてのナショナリズムが原因で帝国は崩壊したというような単純な構図が否定されていると同時に、帝国とナショナリズムが交戦国の敵味方関係のなかで互いを利用し合う、言わば共犯関係も生じていたことが明らかになっている⁽³⁾。この場合も、ウクライ

- 1 Omer Bartov and Eric D. Weitz, eds., *Shatterzone of Empires: Coexistence and Violence in the German, Habsburg, Russian, and Ottoman Borderlands* (Bloomington: Indiana University Press, 2013); Mark Biondich, “Eastern Borderlands and Prospective Shatter Zones: Identity and Conflict in East Central and Southeastern Europe on the Eve of the First World War,” in Jochen Böehler, Włodzimierz Borodziej and Joachim von Puttkamer, eds., *Legacies of Violence: Eastern Europe's First World War* (München: Oldenbourg Verlag, 2014), pp. 25–50.
- 2 Mark von Hagen, *War in a European Borderland: Occupations and Occupation Plans in Galicia and Ukraine, 1914–1918* (Seattle: University of Washington Press, 2007); 野村真理『隣人が敵国人になる日：第一次世界大戦と東中欧の諸民族』人文書院、2013年。
- 3 ここで、用語法について述べておく。本稿では「民族」という語を血縁、言語、習俗などの要素から同族意識を持った人間集団について用いた。「ナショナリズム」は民族を主体かつ客体とする文化的／政治的思想、運動を包括する概念である。ロシア帝国とハプスブルク帝国のウクライナ人については、それぞれ公式の「小ロシア人」「ルテニア人」の呼称は用いず、「ウクライナ人」に統一した。これは煩雑さを避けるためであり、本文中で前者が用いられている場合は必ず含意がある。固有名詞の表記については慣例があるものはそれに倣い、その他は基準の統一のため、地名は現在その地域を擁する国家の言語から、人名についてもその人物の出身地域のそれから翻字した。

ナ・ナショナリズムと諸帝国の関係は代表例に数えられる⁽⁴⁾。

一方で、近年の大戦研究では、諸帝国のウクライナ政策に言及されることはあれど、ウクライナ・ナショナリスト組織の具体的な政治的立場や主張について論じられることは少ない。これはおそらく、ウクライナ本国は別として、ナショナル・ヒストリーの相対化が進む中で、ナショナリストの主体的活動を正面から取り上げる研究が減っていることと無関係ではないだろう。しかし、多くの研究が示しているように、大戦はロシア、ハプスブルク両帝国を動揺させ、帝国統治下の東欧の諸民族の政治的主張にも影響を与えていた⁽⁵⁾。すなわち、ナショナリストの「主体的」な活動にも、「諸帝国の戦争」としての大戦の特徴が刻印されていたのである。

他方、ウクライナ・ナショナリズム史の枠組みのなかで第一次世界大戦を捉えるという視点もほとんどもたれてこなかった⁽⁶⁾。もちろん、ローアの述べるように、総動員体制の影響を受けたことで、大戦期の東欧またその他の地域におけるナショナリズムのあり方は、平時のそれとは異なる性格を帯びていた。そのため、一般的なネーション・ビルディング論の枠組みだけでは、大戦期のナショナリズムについて説明することはできないように思われる⁽⁷⁾。しかし、第一次世界大戦を「長い19世紀」におけるネーション・ビルディングと1917年以降の自治・独立運動とを隔てる断絶としてではなく、むしろ両者の間の転換期として捉え、ウクライナ史全体のなかに位置付ける作業も重要であろう。

以上に述べたことを踏まえて、本稿では、主に第一次世界大戦およびロシア革命期のウク

4 東部戦線研究におけるウクライナの重要性を、フォン・ハーゲンは「絡み合いの東部戦線」という主題でまとめた。この主題によって、フォン・ハーゲンは、平時に生じる文化的な交換や借用、篡奪などを分析する手法であった「絡み合いの歴史 *histoire croisée*」を大戦研究にも援用し、帝国、軍隊、民族、宗派などの多様なアクターの間で生じた複数の相互作用の「網の目」として東部戦線を捉えることを提唱した。Mark von Hagen, “The Entangled Eastern Front in the First World War,” in Eric Lohr, Vera Tolz, Alexander Semyonov, and Mark von Hagen, eds., *The Empire and Nationalism at War* (Bloomington: Slavica, 2014), pp. 9–48.

5 林忠行「チェコ人『帝国内改革派』の行動と挫折：ズデニェク・トボルカを中心として」羽場久混子編『ロシア革命と東欧』彩流社、1990年、23–42頁；宮崎悠『ポーランド問題とドモフスキ：国民的独立のパスとロゴス』北海道大学出版会、2010年；池田嘉郎「コーポラティブな専制から共和制の帝国ソ連へ」池田編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版社、2014年、166–190頁；中澤達哉「二重性の帝国から『二重性の共和国』と『王冠を戴く共和国』へ」池田編『帝国の遺産』135–165頁。

6 ハウスマンが指摘する通り、長年ウクライナ史において第一次世界大戦自体が軽視されてきた。Guido Hausmann, “Die Kultur der Niederlage: Der Erste Weltkrieg in der ukrainischen Erinnerung,” *Osteuropa* 64, no. 2–4 (2014), pp. 127–140. レエントらに依れば、ウクライナにおいても大戦研究の特徴はミクロな側面への着目にある。Решет О.П., Янишин Б.М. Велика війна 1914–1918 pp. у сучасній українській історіографії // Український історичний журнал. 2014. № 3. С. 4–21.

7 総力戦のさなかに生じた民族単位での動員が、ナショナル・アイデンティティの形成と下方拡大に多大な影響を及ぼしたと論じるローアは、2014年の論文において、大戦中のナショナリズム研究へのアンダーソン、ゲルナー流の構築主義的手法やフロホ流の段階論の導入を退け、その個性の強調のために「戦時民族主義」という用語を提示した。Eric Lohr, “War Nationalism,” in Eric Lohr et al., eds., *The Empire and Nationalism*, pp. 91–108.

ライナ・ナショナリズム運動について、その国家・国制構想を中心にして分析を行う。ハプスブルク帝国とロシア帝国の両方での動向に注意を向けるが、とりわけロシア革命までは、前者に拠点を置いたウクライナ人組織に焦点を当てる。それ以降については、ドニプロ・ウクライナでの動きも主要な考察の対象となる⁽⁸⁾。分析に際しては、大戦と革命、そしてそれに伴う帝国秩序の変容と崩壊がもたらした影響を考察の軸とする⁽⁹⁾。目的は二点ある。第一に、「諸帝国の戦争」としての第一次世界大戦が、ウクライナ・ナショナリストの政治的構想に与えた影響を明らかにすることである。諸組織の国家・国制構想の変容と継承の過程に着目することで、ナショナリストの政治的主張が、自身の主体的な構想に加え、大戦の経過と帝国秩序の有様にも規定されていたことが示される。第二に、ウクライナ・ナショナリズム史における第一次世界大戦とロシア革命の意味を再検討することである。大戦中に同盟国側において結成された諸組織に着目することで、あらゆるナショナリズム運動が人民共和国の独立に結実したかのように描く民族史観を相対化する。ウクライナの「独立宣言」、そしてその「国際的承認」と見なされてきたウクライナ中央ラーダの第四ユニヴェルサルとブレスト＝リトフスク条約も、新たに意味づけられることになる。

本稿で主に考察の対象とする組織は、ウクライナ解放同盟及び最高ウクライナ・ラーダ（のちに総ラーダへと改組）である。前者はドニプロ・ウクライナからの亡命者、後者はハプスブルク帝国のウクライナ人によって、いずれも開戦に際してガリツィアの州都リヴィウで結成された。大戦中、彼らはドイツ及びハプスブルク帝国の外交官や軍と連携し、同盟国の東方政策に協力しながら自らの活動を組織した。彼らの活動は、フィッシャーによるドイツの戦争目的研究でも断片的に触れられており⁽¹⁰⁾、バウムガルツ、フェディーシン、レーマーのウクライナ政策研究にも登場する⁽¹¹⁾。さらに、解放同盟に特化したものとして、フェディーシンとビールによる論文がある⁽¹²⁾。しかし、いずれの研究も同盟国の戦争目的の対象として両組織を扱っているため、彼らの政治的主張が詳しく考察されることはほぼなかった⁽¹³⁾。

8 本稿で「ドニプロ・ウクライナ」というとき、キエフを中心とするドニプロ河中流域だけでなく、ロシア中央の統治下におかれたウクライナ地域の全体を指す。

9 大戦と革命をドイツ、ロシア、ハプスブルクの三帝国からなる東ヨーロッパの帝国（間）秩序の変動の過程として捉える視点は、ミレルから学んだ。Миллер А.И. Империя Романовых и национализм. М., 2006.

10 フリッツ・フィッシャー（村瀬興雄監訳）『世界強国への道：ドイツの挑戦、1914-1918年（第1巻）』岩波書店、1972年、164-166頁。

11 Winfried Baumgart, *Deutsche Ostpolitik 1918: von Brest-Litowsk bis zum Ende des Ersten Weltkriegs* (Wien: Oldenbourg, 1966); Oleh Fedyshyn, *Germany's Drive to the East and the Ukrainian Revolution 1917-1918* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1971); Claus Remer, *Die Ukraine im Blickfeld deutscher Interessen: Ende des 19. Jahrhunderts bis 1917/18* (Frankfurt a. M.: Peter Lang, 1997).

12 Oleh Fedyshyn, "The Germans and the Union for the Liberation of Ukraine, 1914-1917," in Taras Hunczak, ed., *The Ukraine, 1917-1921: A Study in Revolution* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977), pp. 305-322; Wolfdieter Bihl, "Österreich-Ungarn und 'der Bund zur Befreiung der Ukraina'," in *Österreich und Europa: Festschrift für Hugo Hantsch zum 70. Geburtstag* (Graz: Styria, 1965), pp. 505-518.

13 近年のバーテルの研究も、政治構想の考察においては先行研究の枠を出るものではない。Памел

また、ロシア革命以後の叙述においては、ウクライナ中央ラーダについても取り上げる。中央ラーダの活動については既に多くの研究があるが、総じてロシア革命史やウクライナ史の文脈のものであり、主に革命期のロシア＝ウクライナ関係の展開に重点がおかれている⁽¹⁴⁾。それに対し、本稿では、中央ラーダ指導者たちの大戦前および大戦中の活動についても論じ、またハプスブルク帝国に拠点をおいた上述の二組織との関係にも目を配ることで、中東欧の変動というより大きな枠組みのもとで中央ラーダの活動を考察することを旨とした。

本論部分は三章からなる。まず第一章で大戦直前のロシア、ハプスブルク両帝国におけるウクライナ政治思想の配置について整理する。特に、開戦前まではロシア帝国統治下のウクライナ人地域とハプスブルク帝国統治下のガリツィア、ブコヴィナの政治的活動が、基本的には両帝国内部での変革を目指しており、それゆえその国家構想も両帝国の国制に規定されていたことに注意する⁽¹⁵⁾。第二章では解放同盟及び最高ラーダの具体的活動を考察する。第三章ではドニプロ・ウクライナの動向をも視野に入れながら、ロシア革命が解放同盟および最高ラーダ、そしてウクライナ・ナショナリズム全体の配置に与えた影響を論じる。結論部で、ウクライナ・ナショナリズムにとって大戦と革命のもった意味が総括される。

史料は、解放同盟の機関紙『ウクライナ報知 *Ukrainische Rudschau*』および『ウクライナ解放同盟通報 *Вістник Союзу визволення України*』と、最高ラーダの機関紙『ウクライナ通報 *Ukrainisches Korrespondenzblatt*』を主に用いた。これらの史料には彼らの主要なプログラムや声明に加え、戦後につくられるべき国家についての構想や、大戦とナショナリズムの関係性を論じた論説が掲載されているが、先行研究ではほとんど無視されてきた。また、独逸当局の担当機関との関係についてはオーストリア外務省の文書を中心としたホルニキエヴィチによる史料集を⁽¹⁶⁾、大戦前後も含めた諸政党、諸団体の綱領についてはフンチャクらの史料集を参照した⁽¹⁷⁾。

最後に暦について記すと、ロシア帝国では1918年1月まで13日遅いユリウス暦が用いられていたが、本稿では全てグレゴリオ暦で統一した。ただし、「二月革命」と「十月革命」はそのまま表記した。

I.I. Союз визволення України: заснування, політична платформа, інформаційно-дипломатична діяльність // Велика війна 1914–1918 рр. і Україна. У двох книгах. Книга 1. Історичні нариси / Под ред. О. Реєнта. К., 2014. С. 363–376.

14 代表的なものを挙げると、J. Reshetar, *The Ukrainian Revolution, 1917–1920: A Study in Nationalism* (Princeton: Princeton University Press, 1952); Hunczak, *The Ukraine*; 中井和夫『ソヴェト民族政策史：ウクライナ1917～1945』御茶の水書房、1988年、61–225頁。

15 ウクライナ・ナショナリズムを帝国全体の枠組みのなかで捉える重要性についての指摘として、Philipp Ther, “Die Nationsbildung in multinationalen Imperien als Herausforderung der Nationalismusforschung,” in Andreas Kappeler, ed., *Die Ukraine: Prozesse der Nationsbildung* (Köln/Weimar/Wien: Böhlau, 2011), pp. 37–50.

16 Theophil Hornykiewicz, ed., *Ereignisse in der Ukraine 1914–1922: deren Bedeutung und historische Hintergründe*, vol. 1–4 (Philadelphia: Berger, 1966).

17 Українська суспільно-політична думка в 20 столітті: документи і матеріали. Т. 1 / Под ред. Т. Гунчака, Р. Сольчаника. Мюнхен, 1983.

1. 第一次世界大戦直前のウクライナ・ナショナリズムと国家の問題

18世紀末のポーランド分割から第一次世界大戦まで、現在のウクライナ人は、ロシアとハプスブルクという二つの帝国にまたがって居住していた。従来のナショナリズム論では、自覚的なウクライナ・ネイションの構築が研究対象となっていたが、実際には帝国という国制がウクライナ・ナショナリズムの有様にも大きな影響を与えていた。本章では、その影響に注意しながら、開戦直前までの両帝国のナショナリストの政治的主張の形成過程とその特徴を考察していく。

1-1. ドニプロ・ウクライナのナショナリズム——連邦主義の形成

ロシア帝国には、公式には、ウクライナという名を冠した地域も民族も存在していなかった。コサック国家やポーランドの故地からなるかつての「ウクライナ」は、行政上の名称としては残っておらず、直轄諸県に分かたれていた。「ウクライナ人」は「全ロシア人」の部分となす「小ロシア人」と称されることもあれば⁽¹⁸⁾、ときに「大ロシア人」と同一視された。それゆえ、個別の「ウクライナ」を切り取る原理はきわめて恣意的なものであり、その時々々の帝国の統治政策に依存していた。19世紀前半までは、次々と旧コサック貴族の特権を回収する帝国中央に対する反発のなかでウクライナの文化的固有性への主張がなされたが、旧コサック貴族の関心はあくまでかつての特権の回復にあり、多くは帝国中央でのキャリアを登るべく忠実な「小ロシア人」となることを選んだ⁽¹⁹⁾。19世紀半ば、ポーランド人への対抗と並行して生じた「ウクライノフィル」の流行のなかで、ミコラ・コストマーロフやパンテレimon・クリシらのインテリが穏健な「スラヴ連邦」を構想した⁽²⁰⁾。コサックの階層分化を重視し、ロシアのエリートとの融和を目指した彼ら二人が、同じ秘密結社キリル・メトディオス団の団員であったタラス・シェフチェンコの下層コサック農民を基盤としたウクライナ人概念に反対したのは当然だった⁽²¹⁾。

18 ロシア帝国には、ロシア人、ウクライナ人双方のエリートによって広く共有されていた「全ロシア人」概念というものが存在した。これは「大ロシア人」「小ロシア人」「白ロシア人」（それぞれロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ人に相当）という三つのサブ民族とそれらを統合する「全ロシア人」というメタ民族が存在する、というものである。ここでは東スラヴ人の一体性ととも、三つのサブ民族の文化的個性も重視され、さらに原理的には大ロシア人と小ロシア人は対等の構成要素とされた。Miller A.I. «Украинский вопрос» в политике властей Российской империи и в русском общественном мнении (вторая половина XIX в.). СПб., 2000. С. 31–41.

19 王朝原理が支配的な時代においてはアイデンティティの重層性は一般的であり、かつてのコサックの慣習や「愛郷心」を保っていても、正教を奉じ、ロシア語を用い、ツァーリに忠誠を誓う忠実な「小ロシア人」であれば、帝国中央のキャリアを登ることになんら障壁はなかったのである。Andreas Kappeler, “Mazepintsy, Malorossy, Khokhly: Ukrainians in the Ethnic Hierarchy of the Russian Empire,” in Kappeler, Zenon E. Kohut, Frank E. Sysyn and Mark von Hagen, eds., *Culture, Nation, and Identity: The Ukrainian-Russian Encounter, 1600–1945* (Edmonton: Canadian Institute of Ukrainian Studies Press, 2003), p. 174.

20 阿部三樹夫「コストマーロフのウクライナ主義と連邦主義」『ロシア史研究』41号、1985年、81–104頁。

21 クリシとシェフチェンコの意見の相違については、中井和夫「パンテレimon・クリシのウクライナ観」原暉之、山内昌之編『スラブの民族（講座スラブの世界 第2巻）』弘文堂、1995年、201–231頁。

1863年のポーランド1月蜂起の衝撃ののち、帝国の政策は厳しい反ウクライナ政策へと転換した。それに伴い、帝国のヴァルデーフ指令やエムス法を批判するミハイロ・ドラホマノフの連邦主義は、コストマーロフらと異なり、明確に反体制的な傾向をもった。ドラホマノフの構想は、農民ネーションとしてのウクライナ人というシェフチェンコの思想を継承し、アナキスト的社會主義と連邦主義を基礎においたロシア全体の分権的改革を主眼としていた⁽²²⁾。ここで、近代的な「ウクライナ人」からなる政治体としての「ウクライナ」が思想的に誕生をみたと言えるだろう⁽²³⁾。

1905年革命期のロシアでは、リベラルからさまざまな憲法案が出され、そのなかで非ロシア人地域への自治付与や連邦制の導入は重要な論点となった。例えば、ストルーヴェを中心とする解放同盟の憲法案には分権化の一環として民族原理によって区分された自治単位の形成が盛り込まれ、さらに解放同盟はウクライナに「広域自治体」を認めることも表明した⁽²⁴⁾。その後、十月勅書によってドゥーマ開設、言論・結社の自由がもたらされたが、解放同盟が求めたような分権化や帝国の統治原理への「民族」の導入は実現しなかった。

とはいえ、議会制の出現と市民的自由の保障は、それまで非合法であった政治運動を初めて可能にした。1906年の第一ドゥーマでは497人の議員のうち非ロシア人が232人を占め、ウクライナ人はロシア人に次ぐ63人を送り込んだ。彼らのうち半数は、立憲民主党（カデット）と、1905年に創立されたウクライナ民主ラディカル党のメンバーだった⁽²⁵⁾。民主ラディカル党のプログラムは諸民族の自治的領域単位による連邦制を掲げ、独立や社会主義とは距離をとった穏健なものだった⁽²⁶⁾。第一ドゥーマでは同党の指導者イッリヤ・シュラーフを代表とした「ウクライナ・ドゥーマ・フロマダ」が設立され、ウクライナ諸県を単一の行政単位とし、民族的自治を付与することを求めた⁽²⁷⁾。

22 ドラホマノフの政治思想については、中井和夫「ドラホマノフ覚書：帝政ロシアとウクライナ」『ロシア史研究』38号、1983年、2-43頁；Ivan L. Rudnytsky, “Drahomanov as a Political Theorist,” in Rudnytsky, *Essays in Modern Ukrainian History* (Edmonton: Canadian Institute of Ukrainian Studies, 1987), pp. 203-248.

23 忠実な「小ロシア人」を自任する勢力もウクライナの知識人階級において依然として影響力を保っていたが、彼らはウクライナ人の独立性を強調するドラホマノフを「分離主義的」だと批判し、ウクライナ・ナショナリストとはっきりと対立するようになった。彼らはやがてウクライナの工業化とともに「善良な東スラヴ人を搾取する」ユダヤ人やポーランド人への敵意を強めていき、20世紀初頭に帝国規模で活発化する大衆政治志向のロシア・ナショナリズム運動の基盤となった。Faith Hillis, *Children of Rus': Right-Bank Ukraine and the Invention of a Russian Nation* (Ithaca: Cornell University Press, 2013).

24 加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合：二十世紀初頭の改革と革命』御茶の水書房、2001年、76-77、187-195頁。

25 Oleh W. Gerus, “The Ukrainian Question in the Russian Duma, 1906-1917: An Overview,” *Studia Ukrainica* 2 (1984), pp. 158-159.

26 民主ラディカル党は、1904年に創設されたウクライナ民主党と、民主党から分離したウクライナ・ラディカル党の再統合により、1905年に生まれた。同党のプログラムは、Ibid., pp. 169-173 (Appendix). を参照。

27 また、領域的自治の原理を綱領とした非ロシア人による「自治主義者同盟」も作られ、シュラーフが副代表を務めた。この時期に、連邦主義はロシア帝国全体の反体制的な地方政党の共通目標となるに至ったといえる。第二ドゥーマでも再びウクライナ人会派が作られた。Ibid., pp. 160-162.

ドゥーマの開設はドニプロ・ウクライナに政党政治の萌芽をもたらしたが、1907年のストルイピン・クーデターにより、民主ラディカル党などのウクライナ人諸政党は再び非合法団体となった。民主ラディカル党は非政治的な「ウクライナ進歩主義者協会」となり、歴史学者ミハイロ・フルシェフスキーを中心に、文化的活動に従事した。保守的構成の第三ドゥーマではもはやウクライナ人会派は作られなかったが、1908年に提出された小学校へのウクライナ語授業導入法案ではカデットやメンシェヴィキなどの全国政党がその提議を後押しした。また、第四ドゥーマでは、ウクライナにおけるシェフチェンコ生誕100周年記念祝典の禁止について議論され、カデット党首パーヴェル・ミリュコフは「ウクライナ文化運動は民主的なものであり、その弾圧は親オーストリア的傾向を生むにすぎない」とし、禁止措置を非難した。このように、第三、第四ドゥーマでは中央の民主派政党がウクライナ人の利害を代弁したが、他方、カデットはウクライナ人への譲歩を文化的自治の次元にとどめ、領域的自治はドゥーマにおいて問題にさえされなかった⁽²⁸⁾。

第一次世界大戦までのウクライナ運動を実質的に主導したのはインテリ中心の「ウクライナ進歩主義者協会」だった。文化運動を主軸としていた進歩主義者協会だったが、1912年の総会ではウクライナ自治を掲げ、そのためにカデットらとの協力を視野に入れることを決議した。具体的には、ドゥーマの進歩派勢力が学校のウクライナ化などの四点を認めるのであれば、第四ドゥーマの選挙で「進歩主義者協会」は協力する、という妥協案だった⁽²⁹⁾。この決議は、間接的にであれ政治的影響力を行使しようとする意図によるもので、同時に、大戦中まで続く、ウクライナ人インテリによるロシア中央のリベラルへの期待を体現していた。しかし、時に実現したかに見えたカデットとウクライナ連邦主義者の共闘の構図は総じて戦術的なものであり、開戦直前の1914年2月にキエフで行われたミリュコフとフルシェフスキーの会談がすれ違いに終わるなど、カデットの指導者がウクライナ・ナショナリストの求める連邦構想を認めることはなかった⁽³⁰⁾。

1-2. ガリツィアのウクライナ・ナショナリズム——ガリツィア分割へ

近世的な複合君主政の特徴を継承したハプスブルク帝国の諸領邦は、近代的な民族ではなく、歴史的権利に基づいて区分され、普遍君主たる皇帝のもとに集塊していた。帝国崩壊までの集塊様式を規定したアウスグライヒ制において、ウクライナ人の分布はガリツィア＝ロドメリア王国、ブコヴィナ公国、ハンガリー王国にまたがっていた。最初のウクライナ人政

28 Ibid., pp. 163–166.

29 他の三点は、中等教育へのウクライナ語、文学、歴史の必修教科としての導入、司法、行政、教会やその他の公共施設におけるウクライナ語使用の許可、外国のウクライナ語書籍への関税の撤廃、であった。M. Trozkyj, *Die ukrainische national-politische Bewegung* (Wien: Vorwärts, 1917), pp. 29–30.

30 連邦制の実現を訴えたフルシェフスキーに対し、ミリュコフは、連邦制はロシアの解体をもたらすもので、そもそも連邦は統合の手段であってウクライナ・ナショナリストが求めているような分解を目指すものではない、と述べた。Хрипаченко Т.И. «Автономия» и «Федерация» в дебатах либералов и украинских националистов по «Украинскому вопросу» // Вестник Омского университета. 2011. № 1. С. 123–131.

治組織である「最高ルテニア・ラーダ」が1848年革命時に求めたガリツィアのウクライナ地域とポーランド地域への東西分割は実現しなかった⁽³¹⁾。1867年の12月基本法で民族原理と民族間の平等が認められ、「ルテニア人」は一つの国制的概念となったが、それはあくまで属人的なものであったため、民族単位での領域的自治の要求は法的に排除されたままだった⁽³²⁾。ウクライナ・ナショナリストは最終的にはガリツィア分割を目標としつつも、まずは基本法で保障された文化的権利を現実に獲得することを目指した。

ガリツィアでは長らくルソフィルと呼ばれる保守派インテリが文化的運動を指導していたが、80年代に若いポピュリスト勢力が優勢となった⁽³³⁾。同時期にポピュリストの指導者イヴァン・フランコ、ミハイロ・パヴリクらはドラホマノフと交流を始めた。当時のガリツィア・ウクライナ人の要求は文化的権利の保障にとどまっていたが、ドラホマノフは、ガリツィアのウクライナ人を近代政党として組織し、政治的な主張を行う必要性を説いた⁽³⁴⁾。1890年、彼らは当時模索されたウクライナ人穏健派とポーランド人貴族の間の妥協に対抗し、ルテニア＝ウクライナ・ラディカル党を結成した⁽³⁵⁾。

ドラホマノフ主義の農民政党を自認したが、穏健なドラホマノフ主義に不満な勢力をも包含していたラディカル党は、1895年の第四回党大会の結果、最大限綱領として「ウクライナ独立」を採択した⁽³⁶⁾。しかし、世紀転換期にラディカル党は分裂し、後継政党（民族民主党、ラディカル党、ウクライナ社会民主党）はもはや独立を掲げることはなかった。この三政党はそれぞれ異なる集団を代表していたが、共通の目標とされたガリツィア分割のため

31 最高ルテニア・ラーダは、ガリツィアのポーランド人が地主に有利な領邦自治を求める請願書を提出したことに対抗し、農民の支援を得て、全ガリツィアの支配権を主張するポーランド人の要求を否定し、ルテニア人がポーランド人とは異なる独自の民族であることをうたった。Ivan L. Rudnytsky, “The Ukrainians in Galicia under Austrian Rule,” in Andrei S. Markovits and Frank E. Sysyn, eds., *Nationbuilding and the Politics of Nationalism: Essays on Austrian Galicia* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1982), pp. 30–35.

32 12月基本法の民族に関する規定については、大津留厚『増補改訂 ハプスブルクの実験：多文化共存を目指して』春風社、2007年、30–31頁。

33 ルソフィルは長らくウクライナ史学において、「ロシアの陰謀の産物」あるいは「裏切り者」と形容されてきた。それに対し、まず、マゴチがルソフィルは1848年の「老年ルテニア人」勢力から分岐したもので、ポピュリストと同じ起源をもつことを示した。Paul Robert Magocsi, “Old Ruthenianism and Russophilism: A New Conceptual Framework for Analyzing National Ideologies in Late-Nineteenth-Century Eastern Galicia,” in Paul Debreczeny, ed., *American Contributions to the Ninth International Congress of Slavists, Kiev 1983*, vol. 2 (Columbus: Slavica Publishers, 1983), pp. 305–324。ヴェンドラントは、さらに進んで、彼らはガリツィア・ウクライナ人のなかの保守派であり、ウクライナ・ナショナリズムの枠内で論じるべき勢力だと結論付けた。Anna Velonika Wendland, *Die Russophilen in Galizien: Ukrainische Konservative zwischen Österreich und Russland, 1848–1915* (Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2001)。

34 ドラホマノフとガリツィア・ウクライナ人の交流については、中井「ドラホマノフ覚書」35–38頁。

35 「新時代」と呼ばれたこの妥協の背景には、奥露関係の悪化に伴う、ウィーン政府による城内平和の要請があった。Rudnytsky, “The Ukrainians in Galicia,” pp. 57–58.

36 John-Paul Himka, “Young Radicals and Independent Statehood: The Idea of a Ukrainian Nation-State, 1890–1895,” *Slavic Review* 41, no. 2 (1982), p. 223.

選挙では協力した。最大勢力はコスト・レヴィツキーを代表とする民族民主党だった⁽³⁷⁾。

ウクライナ諸政党は直近の目標としてポーランド人に有利な州議会選挙制度の改定を掲げ、州議会はポーランド人とウクライナ人の間の激しい闘争の舞台となった。1908年のウクライナ人学生によるガリツィア総督ポトツキ暗殺をうけ、新総督のミハウ・ボブジンスキは、隣の小領邦ブコヴィナをモデルとした、州議会選挙法改正による民族間の妥協を模索した。これは、各有権者を一つの民族に「登録」する民族登記簿を導入し、民族別に選挙区を割り当てるもので、ウィーンのウクライナ人雑誌『ウクライニッシュ・レントシャウ *Ukrainische Rundschau*』は、これを「他の全ての領邦にとって模範となるだろう」と評した⁽³⁸⁾。ブコヴィナとは異なりポーランド人とウクライナ人の双方が「ピエモンテ」と見なしていたガリツィアにおいて、民族別の議席配分の比率についての合意は難航したが⁽³⁹⁾、オーストリア首相となったシュトゥルクの仲介の甲斐もあり、1914年2月14日、州議会でのルテニア人議員の比率を全体の27%とする案が最終的にガリツィア州議会で可決された⁽⁴⁰⁾。民族民主党首コスト・レヴィツキーはこの「ガリツィアのアウスグライヒ」の可決後、「我々は大幅な譲歩を受けいねばならなかった」「胸の中では、傷つけられた民族的威厳を重く感じている」と述べた⁽⁴¹⁾。改革の実現は大きな一歩であったが、27%という数字はウクライナ人がガリツィアで占める人口比率より遥かに低く、またこの段階での妥協の成立は最終目標であるガリツィア分割をむしろ遠ざけるように見えたのである。

「ガリツィアのアウスグライヒ」の議論のさなか、1913年に新たに採択された民族民主党の綱領は、ガリツィア東西分割とブコヴィナのウクライナ部分の分離による単一のウクライナ領邦の創設を掲げ、さらに行政機関のウクライナ化、クーリエ制の廃止と直接普通平等秘

37 ガリツィア・ウクライナ人の諸政党については、Harald Binder, “Parteiwesen und Parteibegriff bei den Ruthenen der Habsburgermonarchie,” in Peter Jordan, Andreas Kappeler, Walter Lukan and Josef Vogl, eds., *Ukraine: Geographie – Ethnische Struktur – Geschichte – Sprache und Literatur – Kultur – Politik – Bildung – Wissenschaft – Recht* (Wien: Peter Lang, 2001), pp. 211–240.

38 Hierotheus Pihuliak, “Das Landtagwahlreformgesetz in der Bukowina,” *Ukrainische Rundschau* 7, no. 8–9 (1909), pp. 362–365. これは1905年のモラヴィアでの妥協に倣った措置であり、議会における民族別の比率を固定することで議会支配を求めている民族間の争いを終わらせる意図があった。クズマニーによれば、選挙における民族登記簿の導入は、ある民族の構成員は自らの民族の候補を選出する、ということ为前提にしており、ハプスブルク帝国の社会の「民族化 *Nationalisierung*」を制度的に追認するものだった。Börries Kuzmany, “Der Galizische Ausgleich als Beispiel moderner Nationalitätenpolitik?,” in Elisabeth Haid, Stephanie Weismann and Burkhard Wöller, eds., *Galizien. Peripherie der Moderne – Moderne der Peripherie* (Marburg: Verlag Herder-Institute, 2013), p. 137.

39 テイラーが指摘したように、ブコヴィナとモラヴィアで妥協が実現したのは、両領邦がどの民族にとっても「民族的故郷」と見なされなかったためだった。A. J. P. テイラー（倉田稔訳）『ハプスブルク帝国 1809–1918：オーストリア帝国とオーストリア＝ハンガリーの歴史』筑摩書房、1987年、290–291頁。

40 1913年時点ではカトリック聖職者を味方にした保守派が改革を拒絶し、ボブジンスキは辞職に追い込まれた。Kuzmany, “Der Galizische Ausgleich,” pp. 133–137.

41 “Galizische Landtagbilder,” *Ukrainische Rundschau* 12, no. 2 (1914), p. 72.

密選挙の導入、集会・言論・信教に関する自由など、民主的な要求を並べていた⁽⁴²⁾。しかし、一方でハンガリー王国のザカルパッチャのウクライナ領邦への編入は求められず、ハンガリーのウクライナ人は「オーストリア国外の問題」という項でロシアのウクライナ人とともに別個で扱われた⁽⁴³⁾。これは、ハンガリー王国統治下の地域への言及は、「内政干渉」に相当するという認識があったことを示唆している。ツィスライタのウクライナ人を代表し民主的な要求を掲げた民族民主党であったが、アウスグライヒ制で規定された帝国の集塊形態には忠実であり続けたのである。

このように、ロシア帝国とハプスブルク帝国のウクライナ・ナショナリストたちは、開戦に至るまで属する帝国の枠内で自らの主張を提示し続けた。要求はいずれも一言で表すならば「領域的自治」であったが、その内実は微妙に異なっていた。ロシアのウクライナ人は帝国全体を民族原理に基づいた連邦制に改組することを求めた。一方、ハプスブルクのウクライナ人は既存のアウスグライヒ制に則り、ツィスライタの諸領邦の一つにウクライナ人領邦が加わることを望んだ。これはあくまで「大ポーランド主義」への対抗であり、帝国の「諸民族の連邦 Nationalitätenbundesstaat」への改編が表明されていたわけではなかった⁽⁴⁴⁾。

1-3. 「第三勢力」のウクライナ・ナショナリズム——亡命者の独立と社会主義

第一次世界大戦の直前になり、ウクライナ・ナショナリズム運動において「第三勢力」と呼ぶべき勢力が出現した。発端となったのは、1907年のロシア帝国でのストルイピン体制の成立である。体制の安定化を図ったストルイピンは第二ドゥーマを解散して「反動的」な政策を行ったが、その際にウクライナ人の結社、出版活動が規制され、ナショナリズム運動は大きな打撃を被った。ストルイピン体制には反社会主義的な性格もあったため、一部の社会主義者たちは国内での政治活動を放棄し、国外へと亡命した。

この社会主義者たちの政治活動は、1900年のウクライナ革命党の結成へと遡る。革命党の創立メンバーはハルキウの学生を中心としており、年長世代の穏健な運動に飽き足らず、過激な民族主義とマルクス主義に染まっていた⁽⁴⁵⁾。分離独立とマルクス主義的社会主義に代表される革命党の主張は、連邦制とアナーキズム的社会主義を目指したドラホマノフとは正反対の思想だった。しかし、すぐに革命党は民族主義的色相の強いウクライナ民族党と、

42 Програма Української Національно-демократичної Партії напередодні світової війни // Українська суспільно-політична думка в 20 столітті: документи і матеріали. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 191–192.

43 Там же. С. 196.

44 もっとも、ウクライナ社会民主党は、母政党であるオーストリア社会民主党が1899年の党大会で採択したブルノ綱領を党是としていた。その綱領は、オーストリアの、民族的に区画された自治地域からなる民主的な「諸民族の連邦」への改組を掲げていた。しかし実際には、ガリツィアではウクライナ社会民主党も中道派政党と共闘して対ポーランド政策に従事しており、帝国全体の改革は目下の課題からは外れていた。オーストリア・マルクス主義については、矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究：中欧多民族国家の解体過程』岩波書店、1977年、291–347頁。

45 当時のロシア帝国で政党は非合法の存在であり、ウクライナ主義を奉じるインテリは「フロマーダ」という組織で文化活動を行っていた。革命党の結成は、穏健な文化的要求に終始するインテリたちの運動から独立し、近代的な政治運動を開始するという年少世代の決意表明でもあった。

社会主義を優先するウクライナ社会民主同盟スピルカ、及びウクライナ社会民主労働者党に分裂する。社会問題を軽視したウクライナ民族党は支持を集められず、周縁的存在にとどまった。後者の二政党では、連邦主義へと軌道修正した多数派が進歩主義者協会に協力した一方、それを選ばなかった一部の活動家がストレイピン体制の成立後に亡命した⁽⁴⁶⁾。

「第三勢力」の活動家の例として、ここではウクライナ社会民主労働者党のドミトロ・ドンツォフを挙げたい。ドンツォフはハルキウ出身の法学者で、1907年にリヴィウに移り住んだ。当地で彼は言論活動に従事し、『ウクライニッシェ・ルントシャウ』にもドニプロ・ウクライナについての記事を寄稿し、ロシア人支配階級の反ウクライナ的な態度を批判した⁽⁴⁷⁾。語学に堪能であった彼はドイツ人、ポーランド人などの様々な活動家と交流を重ね、当時の流行であった社会ダーウィニズムの影響も受けながら、きわめてナショナルな色合いの強い独特なマルクス主義思想を形成した⁽⁴⁸⁾。

1913年に出版されたパンフレット『現代における民族の政治的位置と我々の課題』で、ドンツォフは「全民族的利害」の原理が支配的になっているなか、ウクライナ運動がドニプロ・ウクライナとガリツィアに分裂していることを嘆いた。「二つの民族がいるのだ、ガリツィア人、もしくはルテニア人とウクライナ人——これらは他人、あるいは敵同士であり、互いに緊密な結びつきはなく、共通の政治プログラムもなく、この「破片」を一体性に向かわせるような、広く全体的な目標もない⁽⁴⁹⁾」。「全体的な目標」を模索しながら、ドンツォフはドラホマノフの思想が既に時代遅れとなっていることを指摘する。ドラホマノフの時代のロシアでは自由主義者が革命家と同義であり、ウクライナ運動がロシア人リベラルとの連携を目指すのは当然の成り行きだった。しかし、第一次革命後、自由主義者はロシア・ナショナリストと化した。「リベラリズムの破産と同時に、ドラホマノフのプログラムも存在の合理性を失った⁽⁵⁰⁾」。ここに、ロシア国内での合法的活動を放棄した「第三勢力」の立場がはっきりと表れていた。

ドラホマノフ主義にかわり、ドンツォフによって提示された全ウクライナのプログラムは、

46 ロシア社会民主労働者党の傘下にあったスピルカは、母政党の中央集権主義に反発した勢力が同党を離脱してウクライナ社会民主労働者党に合流し、そうでない残りのメンバーは母政党に吸収され、1912年頃には実質的に活動を停止した。“Spilka,” in Danylo Husar Struk, ed., *Encyclopedia of Ukraine*, vol. 5 (Toronto: University of Toronto Press, 1993), p. 857. 以後、社会主義と民族主義の調和を目指すウクライナ社会民主労働者党が亡命者の活動を指導していった。

47 Domytro Donzow, “Der russische Nationalismus und die ukrainische Frage,” *Ukrainische Rundschau* 7, no. 5–6 (1909), pp. 249–259.

48 エアラッハーによれば、特にドンツォフの思想形成に強い影響を与えたのは、1908年にガリツィアで出会ったポーランド人マルクス主義者スタニスワフ・ブジョゾフスキであり、とりわけ歴史に民族間の生存競争を見る、彼の社会ダーウィニズム的世界観だった。エアラッハーは、大戦前までのドンツォフの思想を、世紀転換期に全ヨーロッパ的にみられた「異教的マルクス主義」の一つとして位置付けている。Trevor Erlacher, “The Birth of Ukrainian ‘Active Nationalism’: Dmytro Dontsov and Heterodox Marxism before World War I, 1883–1914,” *Modern Intellectual History* 11, no. 3 (2014), pp. 519–548.

49 Сучасне політичне положення нації і наші завдання // Вибрані твори. Т. 1: Політична аналітика (1912–1918 рр.) / Донцов Д.І. Дрогобич, 2011. С. 22.

50 Там же. С. 23–28.

「分離主義」である⁽⁵¹⁾。ドンツォフが「分離主義」に実現可能性を見出したのは、ヨーロッパ戦争への予感があったからこそだった。彼はスラヴ世界の覇権をめぐるオーストリアとロシアの争いは非常に先鋭化しており、両国の間で紛争が生じることは間違いないと考えていた。自由主義が破産を迎えたロシアと異なり、オーストリアには民族同権への移行の兆しがあり、ウクライナ運動への求心力を増している。さらに、ポーランド人勢力の親露的傾向と、小アジアにおけるドイツとロシアの衝突により、民主主義的なドイツ、オーストリアと専制的なロシア、ポーランドの対立という構図が生じている。以上の考察をふまえ、ドンツォフはまとめる。「分離主義のプログラムの実現を目的とした、オーストリア＝ロシア紛争へのオーストリアの側での効果的な参加——これが今日におけるスローガンとなるだろう⁽⁵²⁾」。この一文は、大戦中のウクライナ解放同盟の活動を予見していた。

ドンツォフの「分離主義」構想は、ロシア、ハプスブルク両帝国の国制を一切顧慮していないという点で、公式の政党政治を放棄した亡命者であるがゆえに可能なものだった。実際のところ、亡命者集団はきわめて少数であり、ロシアに残った多数派からはその過激さを批判されるなど、あくまで周縁的な勢力にとどまっていた。しかし、彼らの思想は、国内の制度を超越した達観的視点により、明確に政治的独立を掲げられるという強みを持っていた。ドンツォフら「第三勢力」によって開戦後に創設されたウクライナ解放同盟が、大戦中のドイツとオーストリアにおいてウクライナ・ナショナリズムの指導的勢力とさえ見なされたのは、同盟がその強みを継承していたがゆえだった。

2. 第一次世界大戦初期～中期のウクライナ・ナショナリズムと国家の問題

本章で扱うのは、第一次世界大戦開戦からロシア革命にかけてのウクライナ・ナショナリズムの展開である。オーストリア＝ハンガリーに続くドイツとロシアの参戦によりウクライナは前線地帯となり、三帝国による帝国秩序は大きく動揺した。また、ウクライナ人が存在する二帝国が敵国同士となったことで、ウクライナ人勢力の構図に交戦国のファクターが持ち込まれた。本章ではまず、独逸同盟側について二組織の政治的主張について考察してゆく。

2-1. ウクライナ人組織の編成と独逸のウクライナ政策

1914年7月28日、第一次世界大戦が開戦した。ロシアの進攻が予想されたガリツィアの州都リヴィウでは、8月6日のオーストリアによる対露宣戦布告を待たず、二つの主要なウクライナ政治組織が設立された。まず、帝国議会と州議会で活動していたガリツィアのウクライナ人政党が結集し、8月1日に「最高ウクライナ・ラーダ Головна українська рада」を設立した。民族民主党のコスト・レヴィツキーが議長をつとめ、ラディカル党のミハイロ・バヴリクと社会民主党のミコラ・ハンケヴィッチが副議長となった。最高ラーダは8月3日に政治綱領、8月6日にウクライナ人へのアピールを発表し、この戦争でのオーストリア＝

51 「アクチュアルで、より現実的、より具体的、そしてより早く実現可能なのは、ロシアからの離脱、ロシアとのあらゆる結合の断絶のスローガン—政治的分離主義である！」 Там же. С. 28–29.

52 Там же. С. 31–33.

ハンガリーへの忠誠とツァーリ専制への敵意を表明した⁽⁵³⁾。一方、大戦前からガリツィアに亡命していたドニプロ・ウクライナ出身の社会主義者は、8月4日に「ウクライナ解放同盟 Союз визволення України/ Bund zur Befreiung der Ukraina」を設立した⁽⁵⁴⁾。彼らはこの大戦にロシアからのウクライナの分離独立を期待し、同盟国側に協力してドニプロ・ウクライナでの反ロシア蜂起を準備することを声明した⁽⁵⁵⁾。

こうして諸帝国にまたがるウクライナの「境界性」が、ウクライナ人勢力の迅速な組織化を促すこととなった。同時にまたこのような「境界性」は、参戦国政府にもウクライナ問題の重要性を認識させた。まず対露戦争のためのウクライナ・ナショナリズム支援へ踏み出したのは、自国にウクライナ人を抱えるオーストリア＝ハンガリーであった。開戦直後に外交官エマニュエル・ウルバスがリヴィウを訪れ、上官のアレクサンダー・ホヨスに現地でのウクライナ人の活動について報告した。8月6日付の報告で、ウルバスはウクライナ人のなかの「独立を目指す勢力」について言及し、同盟国によるウクライナ占領後、独立国家の創成によってロシアの脅威を永久に減じることができると述べ、ウクライナ・ナショナリズムの支援が君主国の国益に利する現実的な方策であると進言した⁽⁵⁶⁾。ホヨスも大筋で同意し、続いて具体的な手段や独立の形態について議論された⁽⁵⁷⁾。8月20日付のウルバスからホヨスへの覚書ではロシアからの分離後のウクライナの国家形態について現実的な考察がなされ、「ドイツの保護下」「ルーマニアとの身上連合 Personal-Union」「独逸の共同保護下」の順で望ましいとされた⁽⁵⁸⁾。ウィーン政府は完全な独立国家は社会主義国家

53 Політичні засади Головної Української Ради // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 211–215. のちにミコラ・ヴァシリコを代表とするブコヴィナのウクライナ政党も合流し、最高ラダはツィスライタニアの全ての主要なウクライナ政治組織の代表機関となった。

54 創立メンバーはヴォロディミル・ドロシェンコ、ドミトロ・ドンツォフ、ミコラ・ザリズニャク、アンドリー・ジュク、マリアン・メレネフスキー、アレクサンダル・スコロピス＝ヨルトウホフスキーであったが、ザリズニャクとドンツォフの二名はすぐに脱退した。脱退後のザリズニャクの活動については、Wolfdieter Bihl, “Die Tätigkeit des ukrainischen Revolutionärs Mykola Zaliznjak in Österreich-Ungarn,” *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas* 13, no. 2 (1965), pp. 226–230. ドンツォフはベルリンを拠点に活動し、1915年にウクライナ国家理念に関してのパンフレットを出版した。Dmytro Donzov, *Die Ukrainische Staatsidee und der Krieg gegen Rußland* (Berlin: C. Kroll, 1915).

55 Bihl, “Österreich-Ungarn und der Bund,” p. 506.

56 “Urbas an Hoyos: Über die Frage der Bildung einer ukrain. Legion und der Schaffung eines ukrain. Staates,” 6. 8. 1914, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 4–7.

57 8月15日には、ユニエイト教会ガリツィア大司教であり、ウクライナ・ナショナリズムの精神的指導者と見なされていたアンドリー・シェプティツキーが、ウクライナのロシアからの分離独立に関する覚書をウルバスに提出していた。彼の構想は、ロシアから独立したウクライナ国家の軍事組織はザポロージャ・コサックの伝統に基づき、オーストリア皇帝から任命された「ヘトマン」に率いられるべきである、というものだった。オーストリア政府と直接のパイプを持つ彼のドニプロ・ウクライナの独立への賛同は、ガリツィア・ウクライナ人の活動に対する帝国中央の理解を高めたと思われる。“Erzbischof Szeptycki an Urbas: Pro memoria über die Organisierung der Ukraine in militärischer, sozial-rechtlicher und kirchlicher Hinsicht mit dem Ziel ihrer Loslösung von Rußland,” 15. 8. 1914, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 8–11.

58 “Urbas an Hoyos: Anhang zum obigen Mémoire über drei verschiedene Möglichkeiten zur Schaffung eines ukrain. Staates,” 20. 8. 1914, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 14–16.

となる可能性が高く避けるべきだと見なす一方、ウクライナが自身の影響下におかれることで国内のスラヴ人問題がさらに複雑化することをおそれ、それゆえハプスブルク皇帝がウクライナ君主を兼ねる「ウクライナ王国」の創出は否定された⁽⁵⁹⁾。その後、オーストリア軍がロシアに大敗を喫し東部戦線が後退すると、ドニプロ・ウクライナの占領を前提としていた独立ウクライナ構想の実現は遠のいた。前線での勝利のため国境地域に住むウクライナ人の協力は不可欠だったが、対ウクライナと対ポーランドとの二方面政策は難航し、1914年年末にはウィーン政府はウクライナ運動の支援に消極的となった。1915年4月には奥政府と同盟の公的関係が「双方の合意の上で」打ち切られた⁽⁶⁰⁾。以後、ウクライナ運動の拠点はドイツへと移動したが、奥政府はウクライナ運動への「共感」は表明し、同盟への金銭的支援を継続した。

ドイツでは、20世紀に入って次第に対露戦争の予感が高まると、言論界と実業界の一部がウクライナに注目し始めた。特に、オストマルク同盟を中心とした「全ドイツ主義者」と呼ばれる右派勢力は、ロシアの弱体化とドイツの強国化にウクライナが持つ潜在的可能性を指摘していた⁽⁶¹⁾。また、政府は、国内で土地収用法などの反ポーランド的政策がとられるようになると、その裏面として、ガリツィアのウクライナ人を季節労働者として呼び込むなどの親ウクライナの政策にも着手していた⁽⁶²⁾。第一次世界大戦が開戦し、1915年にドイツが東方に進攻するとウクライナへの関心はさらに増し、例えば歴史家ディートリヒ・シェーファーは、1915年7月8日付の覚書において、「ロシアの野蛮」がもたらす「文明国家」ドイツへの脅威を防ぐために右岸ウクライナをロシアから切り離して緩衝地帯とすべきだと主張した⁽⁶³⁾。カール・ネツェルとオットー・ケスラーの小冊子（『ウクライナの独立：ロシアの脅威からの唯一の救い』、『ウクライナ：歴史、文化、国民経済論集』）はウクライナ問題についての基本文献として広く読まれた⁽⁶⁴⁾。1915年12月にはミュンヘンの歯科医ファルク・シュップが「自由ウクライナ」という組織を設立し、その機関紙『東ヨーロッパの未来』では著名なドイツとウクライナの知識人がウクライナの経済的意義や文化、

59 “Privatschreiben Hoyos an Urbas: Stellungnahme zu den obigen Ausführungen,” 11. 8. 1914, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 8.

60 “Oppenheimer an Melenewsky und Žuk: Mitteilung über die Lösung der Beziehungen der k.u.k. österr.-ung. und kaiserl. deutschen Regierung zum Bund z. B. d. U.,” 10. 4. 1915, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 205.

61 Remer, *Die Ukraine*, pp. 123–144.

62 Klaus Bachmann, “*Ein Herd der Feindschaft gegen Rußland*”: *Galizien als Krisenherd in den Beziehungen der Donaumonarchie mit Rußland* (Wien: Verlag für Geschichte und Politik, 2001), pp. 105–118.

63 Dietrich Schäfer, *Denkschrift über die zukünftige Gestaltung unserer östlichen Nachbargebiete* (Berlin, 1915), pp. 5–6.

64 Karl Noetzel, *Die Unabhängigkeit der Ukraine als einzige Rettung vor der russischen Gefahr* (München: Hans Sachs Verlag, 1915); Otto Kessler, *Die Ukraine: Beiträge zur Geschichte, Kultur und Volkswirtschaft* (München: J. F. Lehmann, 1916). 両書は、ガリツィア・ウクライナ人のイエフヘン・レヴィツキーによって好意的に評された。*Левіцький Є.Й. Листи з Німеччини. Відень, 1916. С. 13.*

歴史などについて寄稿し、「ウクライナのロシアからの分離」を求めた⁽⁶⁵⁾。また、全ドイツ主義者とは距離をとった著述家パウル・ロールバッハも、1915年頃からロシアを弱めるためにウクライナを「解放」する必要があると論じ始めた⁽⁶⁶⁾。

全ドイツ主義者らが提示したウクライナ構想の主な特徴は、西欧文明にとっての「野蛮な」ロシア専制主義の脅威を強調し、それを減ずるための手段としてウクライナ分離の必要性を主張したこと、また独逸の影響下にあるウクライナにドイツ産業の巨大な後背地と、将来的なアジア進出のための足掛かりを見出したこと、の二点にある。また、ロシアの真の戦争目的はウクライナ・ナショナリズムの拠点となっているガリツィアを征服して「ウクライナ分離主義」の根を完全に摘むことだともされ、戦争責任をロシアに帰するとともに、「自由の抑圧者」としてのロシアの像が強化された⁽⁶⁷⁾。国内にポーランド問題を抱え、ロシアと戦争状態に入ったドイツのナショナリストにとって、ウクライナが二重の意味で「敵の敵」となっていたことも、両者の連携を容易にした⁽⁶⁸⁾。

対露強硬路線をとった全ドイツ主義者らに対し、ドイツ外務省の立場はより複雑だった。フェデーシンがフィッシャーを批判しながら論じたように、外務省では従来の対露協調路線が根強く、全面的なウクライナ運動支援には消極的だった⁽⁶⁹⁾。しかし、東方の民族政策を担当した外務次官アルトウール・ツィンマーマンは境界地域のナショナリズム支援によりロシア帝国を内部から切り崩す「革命化政策 Revolutionierungspolitik」には積極的に関与していた⁽⁷⁰⁾。1915年11月にはツィンマーマンと同盟ドイツ支部代表のスコロピス＝ヨルトウホフスキーの会談ののち、ウクライナ人の政治運動と歴史的権利を認め、ウクライナ独立国家の設立を歓迎する覚書が準備された⁽⁷¹⁾。

65 Oleksyj Kuraev, *Der Verband "Freie Ukraine" im Kontext der deutschen Ukraine-Politik des Ersten Weltkriegs* (München: Osteuropa-Institut München, 2000); Remer, *Die Ukraine*, pp. 296–301. 「自由ウクライナ」の正式名称は、「ウクライナ自由運動ドイツ人支援者同盟」。「自由ウクライナ」の設立は「同盟」の機関紙『ウクライナ報知』でも好意的に報じられた。“Freie Ukraine,” *Ukrainische Nachrichten* (以下 UN) 70 (1916), p. 3.

66 Peter Borowsky, “Paul Rohrbach und die Ukraine. Ein Beitrag zum Kontinuitätsproblem,” in Imanuel Geiss and Bernd Jürgen Wendt, eds., *Deutschland in der Weltpolitik des 19. und 20. Jahrhunderts* (Düsseldorf: Bertelsmann Universitätsverlag, 1974), pp. 442–444.

67 Kessler, *Die Ukraine*, pp. 20–23.

68 もっとも、ドイツの学者界でもオットー・ヘッチュを代表とする親露派が根強く、しばしば対露強硬派との間で論争が起こった。例えばヘッチュとヨハネス・ハラーの論争において、ウクライナ問題は重要な役割を演じた。前川陽祐「第一次世界大戦期ドイツにおけるオットー・ヘッチュとヨハネス・ハラーによるロシアをめぐる論争：政治議論としての歴史論争」『早稲田大学大学院文学研究科紀要（第4分冊）』54号、2009年、72頁。

69 Fedyshyn, *Germany's Drive*, passim.

70 Remer, *Die Ukraine*, pp. 252–253; フィッシャー『世界強国への道（第1巻）』153–154頁。

71 “Das k.u.k. Min. d. Aeussern an Hohenlohe: Zum Text der zu veröffentlichenden Notiz über die Aufnahme des Präsidenten des bundes z. B. d. U. beim deutschen Unterstaatssekretär Zimmermann,” 9. 11. 1915, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 214–215. もっとも、この覚書の最重要箇所である「歴史的権利」と「独立国家設立」の承認は、オーストリアの反対のため結局除かれた。“Hohenlohe an das k.u.k. Min. d. Aeussern: Mitteilung über das Einverständnis des deutschen Unterstaatssekretärs Zimmermann hinsichtlich der Änderung des obigen Textes,” 13. 11. 1915, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 215.

このように、独逸の公式政策は伝統路線の維持や国内問題への配慮などにより積極的なウクライナ占領、あるいは独立構想を打ち出すことはなかったが、一方で同盟国側に協力的なウクライナ人運動の存在自体は肯定的に扱い、資金援助によって同盟や最高ラダの活動の物質的条件を整備した。そして、同盟らはウクライナ運動の積極的な支援を表明した全ドイツ主義的な学者や実業家にこそイデオロギー的パートナーを見出し、その主張は彼らの東ヨーロッパ構想に適合する形で作り上げられた。こうして、境界地域ウクライナにおいて、大戦期特有の、帝国主義とナショナリズムの共犯関係が生みだされた。

2-2. ウクライナ解放同盟の政治的主張

研究史において、ウクライナ解放同盟の実際の成果への評価は、基本的にあまり高くない。ビールは同盟国の公衆にある程度ウクライナ問題を認知させ、捕虜収容所でのプロパガンダ活動も効果があったと評価したが、肝心のロシア帝国内での運動には結局成功しなかった、とした⁽⁷²⁾。フェディーシンはより厳しく、同盟はドニプロ・ウクライナと一切の紐帯を持たない少数の亡命者グループにすぎず、1917年のウクライナ革命の進展に全く関与しなかったと論じた⁽⁷³⁾。これらの評価はおそらく正しい。しかし、これから見ていくように、同盟の活動は第一次世界大戦がウクライナ・ナショナリズムに与えた影響を如実に反映していたという点で、きわめて興味深い考察対象となっている。多くの研究者が再び「諸帝国の戦争」を舞台としたこの組織の活動に注目していることは不思議ではない⁽⁷⁴⁾。

ウクライナ解放同盟には、前身となる「ウクライナ情報委員会」なる組織が存在した。ウクライナ情報委員会は1912年にリヴィウで結成され、そのメンバーはロシア帝国からの亡命社会主義者、すなわち前章で筆者が「第三勢力」と呼んだ人物たちが占めていた。8月4日に創立された同盟も、人員においては情報委員会から連続していた⁽⁷⁵⁾。すなわち、同盟の活動は、開戦のしばらく前に亡命した、ドニプロ・ウクライナとの連携が希薄な集団によって率いられていたのである⁽⁷⁶⁾。

72 Bihl, "Österreich-Ungarn und der Bund," pp. 517–518.

73 Fedysbyn, "The Germans and the Union," p. 322. ビールとフェディーシンの評価は、同盟の構成員であったスマル＝ストツキーのきわめて楽観的な回想と対照を成している。彼は「国民詩人タラス・シェフチェンコのイデオロギー」を受け入れた同盟は、「第一次世界大戦という機会をウクライナの抑圧者、ロシア・ツァーリズムに対して用い、ウクライナの名とその国民国家をヨーロッパの政治地図に呼び戻し、法律上の承認を確保するため、三国同盟の実力を巧みに扱った」と書いた。Roman Smal-Stocki, "Actions of 'Union for the Liberation of Ukraine' during World War I," *The Ukrainian Quarterly* 15, no. 2 (1959), pp. 169–174.

74 例えば、2014年に刊行された『ロシアの大戦と革命』シリーズの「戦争における帝国とナショナリズム」の巻では、12人の著者のうち4人（フォン・ハーゲン、ミレル、ローア、クスコ）が同盟に言及している。Lohr et. al., eds., *The Empire and Nationalism*, pp. 29, 32–33, 39–40, 82, 105, 151.

75 Жук. А. Союз визволення України // Вістник Союзу визволення України. 1915. № 37–38. С. 1–3.

76 この点は、開戦を期に亡命し協商国での活動を開始したチェコのマサリクやポーランドのドモフスキと同盟のメンバーとの大きな相違点である。マサリク派は必ずしもチェコ人のなかで主流を成していたわけではなかったが、少なくとも本国とのパイプを持っていた。林知行『中欧の分裂と統合：マサリクとチェコスロヴァキア建国』中公新書、1993年；宮崎『ポーランド問題』。

ウクライナ解放同盟は、ウィーンで発行を始めた機関紙『ウクライナ報知』の第一号に自身のプログラムを掲載した。冒頭の「ウクライナの人々の政治的運命は、まさにこの戦争によって決定づけられる」という文言ののち、同盟の性格と独立ウクライナの構想が示された。

歴史の必然性は、不可避的に、ロシアとヨーロッパの間に独立ウクライナ国家が現れることを要求している。そうしてのみ、ヨーロッパの平安はもたらされ、長期的に保たれ得る。この国家の設立はオーストリア＝ハンガリー君主国の利益関心に因るもので、君主国とドイツ帝国でのドイツ民族の妨げのない発展のために不可欠である。ウクライナ民族にとって、それは数世紀に渡る夢と努力の実現を意味するだろう。

これを認識したロシアのウクライナ人たちは、包括的な民族組織——ウクライナ解放同盟——を創設した。同盟は、ロシアのウクライナ民族の民族政治的、社会経済的利害を代表するものとなる。

同盟では、ウクライナ民族の政治的独立の要求で一致する全ての政治的潮流が代表されている。同盟は、その努力の実現を同盟国によるロシア帝国の打倒に見ている。

独立ウクライナは、ただ一つの立法機関を持つ、立憲制の、一貫した民主主義の君主国となる。
(中略)

ウクライナ民族が居住する領域の一部のみロシアの専制から解放された場合、同盟は、オーストリア国内の全ての民族的ウクライナ地域を自治王国へ合同することを目指す。

ウクライナ独立国家の設立と同時に、農民のためのラディカルな改革が実行される。⁽⁷⁷⁾

このプログラムの特徴は、自治や連邦制には直近の目標としてさえ言及せず、ロシア帝国統治下のウクライナ地域の「政治的独立」を全面に掲げたという点にある。これは、国内の諸制度を一切顧慮しないという、亡命者の立場の延長だった。社会主義に関しては、一院制や農民改革が含まれていたのに対し、隣国が社会主義国家となることをきらった同盟国への配慮から、独立ウクライナの国家形態は君主国とされた⁽⁷⁸⁾。ロシアとヨーロッパの二分法とそこでのウクライナ国家の位置づけも、独逸にとっての意義に重点が置かれた。また、政党政治から自由な亡命者から一方の交戦国の協力者となったことで、反オーストリア的な要求は不可能となり、ガリツィアとブコヴィナのウクライナ人はオーストリア内で民族的発展を目指すことが明確化された。ここには、一方で大戦前の亡命者組織から人員的、思想的に連続しているが、他方で独逸同盟の支持が不可欠であるという、同盟の置かれた複雑な政治的立場が、ほとんど調和することなく混在して現れているといえるだろう。

結局ドニプロ・ウクライナの占領が1918年まで実現しなかったことで、公式に同盟が発した独立国家についての構想はこれが唯一のものとなった。ロシアによるガリツィア占領とウクライナ戦線の停滞が、独立構想のこれ以上の具体化を阻んだといえる。以後、同盟の活動は出版活動によるウクライナ運動の周知、捕虜収容所での啓蒙活動、同盟国と中立国での

77 “Der Bund zur Befreiung der Ukraina,” *UN 1* (1914), p. 2.

78 ランゲヴィーシェは、「長い19世紀」のヨーロッパにおいて新興国家が国際関係の舞台に加わるための条件は「戦争」と「君主政体」であったと論じているが、綱領のこの記述はその好例であると言えよう。Dieter Langewiesche, *Die Monarchie im Jahrhundert Europas: Selbstbehauptung durch Wandel im 19. Jahrhundert* (Heidelberg: Winter Verlag, 2013), pp. 5–19.

ウクライナ問題の宣伝などとなり、それらのプロパガンダにおける独立についての議論は国家構想の内実より、その正当性と同盟国、中立国にとっての意義を主題としていた。

同盟の数多くの出版物のうち、彼らによる全体的な「ウクライナ論」として重要なのが、1915年に出版された『ウクライナと戦争：ウクライナ解放同盟の覚書』である⁽⁷⁹⁾。この小冊子は、ドイツ語読者に向けウクライナの地理、歴史、経済や民族運動について、同盟の主張を補完する形で概説していた。まず、第一章ではウクライナが領域的に定義された。著者によれば、ロシア内の「ウクライナ民族の居住地域」は、68平方キロの「閉鎖的な領域 geschlossenes Gebiet」であり⁽⁸⁰⁾、具体的に行政区分（県）で表すと、ヘウムの大部分、ヴォルニニ、ポジーリヤ、キエフ、チェルニーヒウ、ポルタヴァ、ハルキウ、カテリノスラフ、ヘルソン、タヴリーダ、クバンに加え、クルスクとヴォロネジの南部を占めている⁽⁸¹⁾。そして3300万人を数えるこの領域のウクライナ人は、「独立国家建設の基礎を完全に備えている⁽⁸²⁾」。第二章では穀物生産、ドネツ炭田、鉄鋼・砂糖産業などに関する数値的データからウクライナの経済的重要性が示された。これは、ウクライナが経済的側面でも独立国家を運営する基盤を有している証拠とされたとともに、独逸にとっては、ウクライナの分離がロシアにもたらしうる経済的損害の大きさ、そして独逸と緊密に結合したウクライナ国家が将来的に持つ経済的潜在力と同義だった⁽⁸³⁾。

第三章と第四章はウクライナ史の概略であり、歴史上「ウクライナ民族が築いた」、キエフ・ルーシとコサック国家という二つの「強大な国家」が叙述の中心となった。ここで、ウクライナ人が国家的伝統を持つ「歴史ある民」であり、ロシア帝国の苛烈な抑圧政策のもとでも不断の民族運動を現在まで行ってきたことが主張されている⁽⁸⁴⁾。第五章から第七章までは「ウ

79 *Die Ukraine und der Krieg: Denkschrift des Bundes zur Befreiung der Ukraine* (München: J. F. Lehmann, 1915).

80 この「閉鎖的な領域」という表現は、エスニックな意味でのウクライナ地域が自然境界に囲われた領域とほぼ一致している、という主張からくるものである。この主張は、同時期に「ウクライナ」の地理的定義を試みた地理学者のステパン・ルドニツキーによって展開された。彼は大戦中は「同盟」に協力し、ドイツ語の自著を「同盟」から出版した。Guido Hausmann, “Das Territorium der Ukraine: Stepan Rudnyč’kyjs Beitrag zur Geschichte räumlich-territorialen Denkens über die Ukraine,” in Kappeler, *Die Ukraine*, pp. 145–158.

81 ウクライナの領域的定義は、他のパンフレットの著者の間でも大まかには共有されていた。ガリツィアの民族民主党のイエフヘン・レヴィツキーはクルスクとヴォロネジ以外の同じ11県をあげ、『ウクライニッシェ・ルントシャウ』の編集長ヴォロディミル・クシュニールはそれにグロドノ、ミンスク、ドン軍州、ベッサラビアの一部を加えた。また、三者による「ウクライナ地域」のいずれにもクリミアが含まれていなかったことは注目されてよいだろう。Eugen Lewicky, *Ukraine, Ukrainer und die Interessen Deutschlands* (Berlin: K. Curtius, 1915), pp. 9–10; Wladimir Kuschnir, *Die Ukraine: und ihre Bedeutung im gegenwärtigen Krieg mit Russland*, 2. Aufl. (Wien: Verlag der “Ukrainischen Rundschau,” 1915), p. 6.

82 *Die Ukraine und der Krieg*, pp. 3–4. ロシア人、ポーランド人、ユダヤ人、ドイツ人の少数派についても言及されたが、それはその少なさを強調してこの領域の「ウクライナ性」を補強するためであった。

83 *Ibid.*, pp. 4–5. これは、ウクライナ運動を支持した全ドイツ主義者が最も重視した点の一つである。前出のケスラーの小冊子は、オデッサ港など南ウクライナの要素も加え、ウクライナの経済的重要性を具体的な数値を挙げてかなり詳しく論じている。Kessler, *Die Ukraine*, pp. 42–63.

84 *Die Ukraine und der Krieg*, pp. 5–10.

クライナ人とロシア人の相違」、「近代の民族運動」、「ロシア帝国内のウクライナ人政党」が主題である⁽⁸⁵⁾。第八章で同盟の活動について紹介があり、第九章は「ドイツ人へのアピール」となっている。ここで1791年のコサック貴族カプニスト伯のプロイセン外相との謁見、クリミア戦争時の「ベートマン＝ホルヴェーグ党」の対露構想、哲学者ハルトマンによる「キエフ王国」構想という三つの事象について言及され、ドイツが対ロシア戦略において常にウクライナの重要性を認識していたことが示される⁽⁸⁶⁾。最後の「ただ独立した『ウクライナ王国』によってのみ、ドイツにとっての大ロシアの脅威は持続的に打ち払われる」という一文は、全ドイツ主義者らの主張と完全に相応するものである。

以上から分かるように、この小冊子の目的は、独立国家の具体的なプランを提示することではなく、ウクライナの独立を客観的に、そして(独逸にとって)主観的に正当化することだった。客観的正当化の論理は、歴史的権利やロシア人との差異など自治の要求にも援用される議論を含んでいた一方、ウクライナのみで独立国家を運営する能力を積極的に肯定した点に特徴があった。また、同盟が行った独立の主観的正当化の対象は、独逸だけでなく、他の同盟国や中立国にも及んでいた。例えばオスマン帝国にとっても、独立ウクライナは海峡への野心を捨てないロシアに対する防御壁となるとし⁽⁸⁷⁾、オスマン国内相タラート・パシャも同盟のマリアン・メレネフスキーとの会談の際にウクライナ独立運動の支援を約束した⁽⁸⁸⁾。当時中立を保っていたルーマニアとブルガリアに対しても、「共通の敵」ロシアに対抗するため、ウクライナと同盟することを呼び掛けた⁽⁸⁹⁾。

85 Ibid., pp. 10–19. 第七章では、具体的な政党ではなく、インテリ、農民、労働者から聖職者、実業家、貴族までもがそれぞれの利害を代表するウクライナ人政党を支持し、積極的に活動していることが紹介されている。同盟による諸政党の紹介は『ウクライナ報知』第四号に載った。ここでは革命党を起源とするウクライナ政党は全て独立を志向しており、ドゥーマなどでの実際的な活動に支障のないよう、政治プログラムの文面上は差し当たり自治の要求にとどめている、とされた。“Die politischen Parteien in der russischen Ukraina,” *UN* 4 (1914), pp. 1–2.

86 *Die Ukraine und der Krieg*, pp. 20–24. この三つの事象は、ドイツとウクライナの間歴史的な連帯の証として、大戦中のウクライナ人の著作でたびたび言及されている。一つ目は、1791年にコサック国家の復活を願ったウクライナ貴族のカプニスト伯がプロイセン外相ヘルツベルクと謁見し、ロシアへの対抗の為にコサック国家復興を支援するよう請うた、というものである。二つ目は、クリミア戦争時に、ビスマルクと敵対していた「ベートマン＝ホルヴェーグ党」勢力が、「ウクライナを分離し、ロシアをエスニックな境界線まで縮小させる」ことが重要だと論じた、というものである。三つ目は、哲学者のエドゥアルド・フォン・ハルトマンが『ゲーゲンヴァルト』紙において、ロシアの弱体化とドイツの自己保存のため、ロシアから切り離れた「キエフ王国」を創出すべきだと書いた、というものである。他の箇所での言及として、Lewicky, *Ukraine*, pp. 54–56; Alexander Skoropyss v. Joltuchowskyj, “Die selbständige Ukraine 1791 ein Traum, 1854 eine politische Utopie, 1888 ein dringendes Bedürfnis,” *Ukrainische Korespondenzblatt* (以下、UK) 3, no. 11 (1916), pp. 5–6, no. 12 (1916), pp. 4–6.

87 “Die Ukraina und die Türkei,” *UN* 9 (1914), pp. 1–2.

88 “Pallavicini an Berchtold: Über die Kontakte des Bundes z. B. d. U. mit Talaat Bey,” 1. 12. 1914, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 169. 実現はしなかったが、1914年11月には、オスマン帝国軍と500人のウクライナ人部隊が共同で北カフカースに進軍してクバン・コサックの蜂起を鼓舞し、そこからウクライナ国家建設を目指す、という作戦が練られてさえいた。Bihl, “Österreich-Ungarn und der Bund,” p. 509.

89 “Die Ukrainer und die Rumänen,” *UN* 10 (1914), p. 1; “Die Ukraina und Bulgarien,” *UN* 11 (1914), p. 1. 「同盟」はその他にスウェーデン、スイスなどに支部を置き、運動の宣伝と支持獲得につとめた。

ウクライナ解放同盟の活動においては「独立」の主張が前面に出ていたが、大戦前のもう一つの思想的機軸であった社会主義も、完全に放棄されていたわけではなかった。もちろん、独塊への配慮から同盟が公けに社会主義志向を明言することはなかったが、『ウクライナ報知』ではレーニンやパルヴスの民族問題についての発言が好意的に取り上げられた⁽⁹⁰⁾。さらに個人単位でみると、スピルカの指導者であったマリアン・メレネフスキーは、パルヴスとの個人的な接触を大戦中も維持していた。グレビングによれば、同盟に所属していた一部の社会民主主義者たちは、オーストリア政府から得た資金の一部を、別のロシア人社会主義者の活動のために横流してさえいた⁽⁹¹⁾。彼らの行動からは、民族主義を標榜した同盟への独塊の支援を己の社会主義理念のために利用していたという解釈も可能であり、ウクライナ解放同盟が大戦期に生じた帝国主義——民族主義——社会主義の三角共犯関係の渦中にいたことを示しているといえる。

では、ウクライナ解放同盟は、大戦前からのウクライナ・ナショナリズムの文脈にいかにか位置付けられるだろうか。同盟は人員的にも思想的にも、明らかに前身である周縁的な亡命者組織から連続しており、元を辿れば、同盟の独立理念はドゥーマでの合法的活動を放棄した急進派勢力の社会主義と並ぶ理論的支柱であって、ウクライナ運動の中心勢力からは過激な分離主義運動として批判の対象となっていた。それゆえ、同盟の主張は大戦前の「第三勢力」のそれとの連続性のもとで捉えられるべきであるが、境界地域であるウクライナが同盟国にとって潜在的な権力真空地帯と見なされたことにより、同盟は形式的にはウクライナ・ナショナリズム運動の前景へ押し込まれた。さらに、戦争の産物として登場した同盟の政治的主張は当然後援者たる独塊の戦争政策や利害関心に依存しており、完全に亡命者時代の理念を継続して追求していたわけではなかった。『ウクライナ報知』第一号のプログラムにおけるオーストリア国内への不干渉や社会主義の留保は、まさに独塊の利害に同盟が妥協した結果だった。独立の実現可能性も戦争の帰趨に依存していたから、戦線が停滞すると彼らの言論活動では独立構想の具体化ではなく、独立そのものの正当化が機軸となった。また、局外の「第三勢力」から同盟国側の勢力となった同盟には、同じ交戦勢力についてガリツィア、ブコヴィナのウクライナ人勢力と連携する必要が生じた。オーストリア内のウクライナ地域に関する将来的な構想において、同盟は最高ラダーに指導権を委ねたのである。

2-3. ハプスブルク帝国のウクライナ・ナショナリスト勢力の政治的主張

1912年12月、ガリツィアのウクライナ諸党派が集結し、オーストリアとロシアの武力紛争の場合は一致してオーストリアの側に立つ、と決議した⁽⁹²⁾。民族民主党、ラディカル党、

90 “Der Krieg und die russische Sozialdemokratie,” *UN* 8 (1915), p. 1; “Der russische Sozialdemokrat Parvus über die ukrainische Frage und die Haltung der russischen Sozialdemokratie im Krieg,” *UN* 19 (1915), p. 2.

91 Helga Grebing, “Österreich-Ungarn und die ‘Ukrainische Aktion’ 1914–18: Zur österreichisch-ungarischen Ukraine-Politik im ersten Weltkrieg,” *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas* 7 (1959), pp. 278–280.

92 *Ресня О.П.* Перша світова війна й політичні сили українства // Велика війна Т. 1 / Под ред. Ресня. С. 303.

ウクライナ社会民主党が結集した「最高ウクライナ・ラーダ」の組織は、この決議を実践したものだ。8月3日に発せられた最高ラーダのマニフェストは、ウクライナ解放同盟のプログラムと似た「ウクライナ人は、戦争とその結末が最も重くのしかかってくる民族である」という文言に始まり、開戦の時点でウクライナ人がおかれている状況について、次のように描写した。

戦争を望んだのはロシアのツァーリ、すなわちウクライナの歴史的仇敵たる帝国の専制君主である。ロシアのツァーリたちはウクライナの自立を尊重する義務を課したベレヤスラフ条約を破り、自由ウクライナを奴隷化した。ツァーリ帝政は300年に渡り、奴隷化されたウクライナから民族的精神を奪い、ウクライナ民族をロシア民族の一部となすことを目的とした政策を行ってきた。ツァーリの法令はウクライナ民族から最も神聖な権利である母語の権利を奪った。今日の帝政ロシアで最も奴隷的な状態にあるのがウクライナ民族である。(中略)

ツァーリ帝政のこの貪欲さは我々の民族的生活を危機にさらしている。ウクライナの歴史的仇敵は、全ウクライナがその手中にないというのに、全ウクライナ人がその支配のもとに従属していないということに、ウクライナ人が権利を奪われておらず、自身の民族的生活で暮せるウクライナの地が存在しているということに、落ち着いてなどいられないのだ。⁽⁹³⁾

このように、このマニフェストの目的は最高ラーダの政治構想の提示というよりは、ツァーリ専制の最大の被害者としてのウクライナ像を描き、「歴史的仇敵」と戦うオーストリアへの忠誠を表明することだった。8月6日にはかつてのコサック軍事組織の名をとったウクライナ人義勇軍、「シーチ射撃隊」の創設が宣言され、兵員の募集がかけられた⁽⁹⁴⁾。

ガリツィアがロシア軍の占領下に入ると、最高ラーダはウィーンで「総ウクライナ・ラーダ Загальна українська рада」として発展的に改組された。1914年9月の時点で最高ラーダは、ロシアからウクライナを独立させるという方針においてウクライナ解放同盟と一致しており、1915年5月12日の総ラーダのプログラムには同盟についての言及ののち、「現状ロシアの軛に繋がれたウクライナの地についての我々の目標は、自由で独立したウクライナ——自由な独立ウクライナ国家である」と明記された。これにより、独逸に協力してドニプロ・ウクライナの独立を目指す総ラーダと同盟の協働が公式に成立した。オーストリア＝ハンガリー国内のウクライナ人地域については、「ウクライナ人は自身の民族的自由の発展の保障のため、オーストリア＝ハンガリー国内での領域的民族自治、ウクライナ諸州の自治的で、自由と民主主義を基として建設される単一の地域への統合を要求する」とされ、1913年の民族民主党綱領とは異なり、ハンガリーを含めた帝国全体の改編も排除しなかった⁽⁹⁵⁾。

93 Політичні засади Головної Української Ради. С. 211–212.

94 Там же. С. 213–215. 同名の準軍事組織は20世紀初頭から存在していた。今回の「シーチ射撃隊」の意義は、それがウクライナ政治勢力によって組織され、オーストリア軍に属する正式なウクライナ部隊として対ロシア戦線を戦ったことである。Oksana Dudko, “Sich Riflemen,” in *1914–1918-online. International Encyclopedia of the First World War* [http://encyclopedia.1914-1918-online.net/article/sich_riflemen] (accessed, 28. 1. 2017).

95 Політичні засади Загальної Української Ради // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 222–223.

ガリツィア分割は内政問題として議論されるべきであったが、1914年3月に停止された帝国議会が1917年まで開かれなかったことで、総ラーダの主な運動は機関紙『ウクライナ通報』や出版物を中心とするプロパガンダ活動となった。1915年6月に総ラーダは法学者ミハイロ・ロジンスキーによる『オーストリアでのウクライナ領邦の創設』というパンフレットを出版した⁽⁹⁶⁾。このパンフレットは、大戦前までのウクライナ人政党のガリツィア分割要求に、戦争と関連する記述を加えたものだった。ロジンスキーはまずガリツィアがオーストリア領となったポーランド分割の歴史から振り返り、ポーランド人のいう「単一にして不可分なるガリツィア」は誤った認識だとした。これはすなわち、ガリツィアの複合王政的な正式名称である「ガリツィア＝ロドメリア王国及びクラクフ大公国、アウシュヴィッツ公国、ザトル公国 *Königreich Galizien und Lodomerien mit dem Großherzogtum Krakau und den Herzogtümern Auschwitz und Zator*」のうち後者のポーランド地域を切り離し、ハーリチ＝ヴォルィニ王国の歴史的権利に基づいた「真のガリツィア王国」を創設すべき、という主張である⁽⁹⁷⁾。次に、1848年革命の時期に最高ルテニア・ラーダが指導したガリツィア分割計画や、1849年1月のクレムジール帝国議会の憲法委員会における議論について詳述された⁽⁹⁸⁾。終章「ガリツィアの民族的二分割——戦後の新編成の唯一の正当なる基礎」では、分割の論拠として再び歴史的正当性を用いる一方、「ポーランドの歴史的権利」への批判に際し、ロジンスキーは「現代の政治的發展において、ポーランド人が東ガリツィアの支配を基礎づけていると見なすこの「歴史的権利」というものは、とうの昔に超克された見地である」と書いた。ここで、前半部ではガリツィア分割の正当化に「歴史的権利」を援用したにもかかわらず、「歴史的権利」は近代の国民国家や多民族国家のなかの領域的自治に席をゆずったとさえいわれ、諸民族の政治的自然権がガリツィア分割の正当化論理の主要な根拠の一つとして現れた⁽⁹⁹⁾。

領邦組織の改編要求における「民族の自然権」の援用は、大戦中の諸民族のナショナリストの主張でますます目立つようになっていた。同時に、大戦を期に帝国全体の改編の必要性

96 Michael Lozynskyj, *Die Schaffung einer ukrainischen Provinz in Österreich* (Berlin: C. Kroll, 1915).

97 ロジンスキーによれば、東ガリツィアはハーリチ＝ヴォルィニ王国に対するハンガリー王冠の歴史的権利、西ガリツィアはアウシュヴィッツ及びザトル公国に対するボヘミア王冠の歴史的権利を根拠に併合された。民族民主党のイエフヘン・レヴィツキーも同様にポーランド分割の経緯を検討し、ガリツィアの「歴史的一体性」を退けた。Eugen Lewicky, *Galizien: Informativer Ueberblick über nationale, wirtschaftliche, soziale und kulturelle Zustände des Landes* (Wien: Verlag des Bundes zur Befreiung der Ukraina, 1916), pp. 31–33. 総ラーダによるガリツィアの領域的変遷についてのより詳しい言及として、“Historische Entwicklung der Territorialverhältnisse des heutigen Galizien u. Lodomerien,” *UK* 3, no. 8 (1916), pp. 2–3.

98 ロジンスキーが重視したのは、ルテニア人の存在を否定し近年の「発明品」だとするポーランド人に対し、委員会に出席していたチェコ人のパラツキーやリーゲルが「ルテニア人はハプスブルクとロシアに居住する1000万人以上の民族であり、オーストリアのルテニア人への自由は農奴制に苦しむロシアのルテニア人に親オーストリア志向を生み、必ずや君主国の利益となるような影響を及ぼす」と述べたことだった。Lozynskyj, *Die Schaffung*, pp. 16–47. ロシアとの戦争のさなか、ウクライナ人への譲歩は君主国の利益と同義である、という議論を引用した意図は明白であろう。

99 *Ibid.*, pp. 67–79.

が各地で論じられるようになると、ガリツィア分割は単なるウクライナ人とポーランド人の軋轢ではなく、オーストリア全体の、自由な多民族国家への改組の問題だとされた。総ラーダ代表コスト・レヴィツキーは「オーストリアは、あらゆる民族に平和で自由な発展を保障するような新たな国制を必要としている」と述べた⁽¹⁰⁰⁾。暗殺されたシュトゥルクに代わってオーストリア首相となったケルバーに、イエフヘン・レヴィツキーは「あらゆる民族に固有の民族的行政機構をもたらす」ことを求めた⁽¹⁰¹⁾。開戦直前に実現した「ガリツィアのアウスグライヒ」は、彼らにとって、すでに時代遅れのものとなっていた。

ガリツィア分割実現の試金石となったのが、1915年にオーストリアが占領したヘウムの占領体制だった。独逸軍がリヴィウを奪還し、ロシア帝国へ進軍していた1915年8月、総ラーダはオーストリア陸軍省にあてて覚書を提出した。そこで、改めて同盟国の占領によるウクライナのロシアからの分離への期待が表明された上で、近々占領されるであろうヘウム及び右岸ウクライナが、ポーランド人ではなく、ウクライナ人地域として扱われるよう要請した。「占領されたウクライナ地域はポーランド地域と結合されず（例えば、ヘウムはルブリンとは別におく）、独自の行政当局をもつこと、そこではポーランド人ではなく、ウクライナ人あるいはドイツ人のみが動員されることが示されなくてはならない⁽¹⁰²⁾」。

しかし、独逸共同でのポーランド占領体制が敷かれると、ヘウムはオーストリア軍のルブリン軍総督府に編入された⁽¹⁰³⁾。総ラーダはこれに抗議し、ヘウムがかつてキエフ大公国やヴォルィニ公国に属し、民族誌的にもウクライナ人が多数を占めることを主張した⁽¹⁰⁴⁾。総ラーダによれば、1912年にロシア政府によって新たに作られたヘウム県の境界線がポーランド地域とウクライナ地域の民族誌的境界線であり、総督府の管轄範囲もそれに従って決められるべきだった⁽¹⁰⁵⁾。それに対し、外務省は抗議の「処理」案として、ヘウムの編入はあ

100 Konstantin Lewyckij, "Wege und Ziele der ukrainischen Politik," *UK* 3, no. 4 (1916), p. 1.

101 Eugen Lewyckij, "Zum Kabinettswechsel in Oesterreich," *UK* 3, no. 31 (1916), pp. 2-3.

102 "Das k.u.k. Kriegsministerium an das k.u.k. AOK: Denkschrift des Allg. Ukr. N-Rates an das k.u.k. Kriegsministerium über die Maßnahmen zur Lösung der ukrain. Frage auf dem Gebiet der russ. Ukraine und Verwahrung gegen eventuelle Angliederung Ostgaliziens sowie neueroberten ukrain. Gebiete an Polen," Aug. 1915, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 84-90.

103 軍総督府はまず1915年8月25日にキェルツェにおかれ、同年10月1日にルブリンに移された。Stephan Lehnstaedt, "Occupation during and after the War (East Central Europe)," in *1914-1918-online* [http://encyclopedia.1914-1918-online.net/article/occupation_during_and_after_the_war_east_central_europe] (accessed, 28. 1. 2017).

104 1875年までヘウムにユニエイトの司教区がおかれていたことも引き合いに出された。"Das k.u.k. Min. d. Aeussern an Graf Thurn in Teschen: Denkschrift des Allg. Ukr. N-Rates dto. Wien, 29. 10. 1915 über die Geschichte des Cholmlandes und Podlassie sowie die dortigen kirchlichen und nationalen Verhältnisse," 4. 11. 1915, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 97-107.

105 "Der Allg. Ukr. N-Rat an das k.u.k. Min. d. Aeussern: Denkschrift über die nationalen Verhältnisse auf dem Gebiet des alten Cholmer Gouvernements und Stellungnahme zur Einverleibung dieses Gebietes in das poln. Generalgouvernement," o. D., in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 122-123. ヘウム地方は旧ポーランド会議王国の一部を成していたが、ドゥーマのロシア・ナショナリスト勢力のイニシアチヴによってルブリン県から分離され、新たにヘウム県が創設された。これは推進派が現地のウクライナ人をロシア人と見なし、それゆえヘウムを「ロシアの地」と見なしたがゆえの措置であったが、総ラーダはこれをヘウムのポーランド編入に対抗するため

くまで公正な措置であり、ウクライナ人の権利は軍政当局によってたしかに保障される、などの回答を総ラーダに伝えることを提案した⁽¹⁰⁶⁾。細かい修正ののち、総ラーダの抗議を退ける内容の回答文が送られた⁽¹⁰⁷⁾。オーストリア政府は国内のポーランド人の批判をおそれており、結局、ヘウムは終戦までルブリン軍総督府にとどまった⁽¹⁰⁸⁾。

さらに、1916年11月4日付の首相ケルバーへの覚書で、皇帝フランツ・ヨーゼフは独逸皇帝がロシアから切り離したポーランド地域での独立国家の建設について合意し、ガリツィアには自ら帰属を決定する権利を与えることを表明した⁽¹⁰⁹⁾。ウクライナ人にとって、この「ガリツィアの特別地位 die Sonderstellung Galiziens」は、事実上ガリツィアをポーランド人の手に引き渡す決定として理解された。この覚書は衝撃を与え、11月6日に総ラーダは抗議して解散し、ウクライナ解放同盟も抗議を声明した⁽¹¹⁰⁾。イエフヘン・レヴィツキーはこの「特別地位」によりガリツィアが長らくロシアのウクライナ人に向けて行使していた求心力を失うことになる、と警告した⁽¹¹¹⁾。11月7日にウクライナ人の帝国議会議員が会合し、ユリアン・ロマンチュクを議長とする「ウクライナ帝国議会議員団」が結成された。総ラーダに代わりウクライナ運動の指導勢力となった議員団は、「特別地位」を認めず、ガリツィア分割を引き続き追求することを宣言した⁽¹¹²⁾。

「特別地位」の問題も、もはや単独のポーランド問題やウクライナ問題ではなく、オーストリア全体の民族問題のなかで論じられた。『ウクライニッシェ・ルントschau』に載った匿名論説は、「特別地位」を多民族共存という「オーストリア理念」に反する措置と見なしていた。すなわち、特別地位によって、

愚弄されたのはウクライナ人だけではない。愚弄されたのはオーストリアの高貴なる使命を信じていた者たちみなのであり、真のオーストリア愛国者たちである。(中略)

オーストリアの諸民族は、自身の特殊な利益のために、全ての民族の共有物である国家の利益

の既成事実として利用した。ドゥーマにおけるヘウム問題の議論については、Theodore Weeks, *Nation and State in Late Imperial Russia: Nationalism and Russification on the Western Frontier 1863–1914* (Dekalb: Northern Illinois University Press, 1996), pp. 172–192.

106 “Thurn an Burián: Entwurf einer Erledigung des Protestes des Allg. Ukr. N.-Rates gegen die Einverleibung des alten Cholmer Gouvernements in das Militärgouvernement Lublin,” 14. 7. 1916, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 124–125.

107 “Thurn an Burián: Note über die Annahme der obigen Abänderungsvorschläge des k.u.k. Min. d. Aeussern durch das k.u.k. AOK,” 2. 8. 1916, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 126–127.

108 ヘウム問題は大戦前から既にハプスブルク帝国にとって厄介な「国際問題」となっていた。ヘウム県の創設が決定されたとき、それに憤ったガリツィアのポーランド人がガリヴィウでツアーリの肖像画を燃やす事件が起こっており、この問題は慎重に処理する必要があることをウィーン政府は理解していたのである。Bachmann, *Ein Herd der Feindschaft*, pp. 97–104.

109 “Erweiterte Autonomie für Galizien,” *UK* 3, no. 32–33 (1916), p. 1.

110 “Die Stellungnahme des Allgemeinen ukrainischen Nationalrates,” *UK* 3, no. 32–33 (1916), p. 3; “Erklärung des Bundes zur Befreiung der Ukraine,” *UK* 3, no. 32–33 (1916), p. 3.

111 Eugen Lewyckyj, “Die österreichische Staatsidee und die Sonderstellung Galiziens,” *UK* 3, no. 34–35 (1916), p. 9.

112 “Manifest der Ukrainischen parlamentarischen Vertretung,” *UK* 3, no. 34–35 (1916), pp. 4–5.

を損なってはならない。オーストリアの尊き意義は、オーストリアが、国家民族として自身の意志を全体まで及ぼそうと要求するような民族的多数が存在しない多民族国家であり、全ての民族が同じようにそれに属していること、この全ての民族が平等で、国家の存続と繁栄に同じ関心を持つ国家諸民族であり、同じ義務を負うが同じ権利を手にしてもいる、ということにある。⁽¹¹³⁾

著者は、帝国の諸民族の連邦制への改組こそが、「諸民族の牢獄」であるロシアと戦っているオーストリアの使命である、とした。オーストリア・スラヴ主義を想起させるこの立場は、チェコの超党派組織、チェコ連盟による1917年のオーストリア首相宛の親書とよく似ており、スラヴ人の「帝国内改革派」に共通する理念を含んでいたと考えられる⁽¹¹⁴⁾。

以上のように、ガリツィア、ブコヴィナのウクライナ人勢力の政治的主張は、ドニプロ・ウクライナを代表するとされたウクライナ解放同盟との役割分担により、基本的にオーストリア内の問題、すなわちガリツィア二分割によるウクライナ領邦の形成という大戦前からの要求の継続となった。しかし、その要求の正当化の論理は、ハプスブルク帝国のその他のナショナリストと同様、次第に歴史的権利と自然権の援用が同居したものとなっていった。また、帝国全体の改編が日程にのぼるにつれ、1848年にポーランド人地主からの防御措置として言わば受動的に構想されたガリツィア分割は、新たな連邦的オーストリアのなかでの自治ウクライナの創設と同義になった。そのなかで宣言された1916年11月4日のガリツィアへの「特別地位」は、帝国内の諸ナショナリズム勢力内で生じていた進展に逆行するものであると見なされた。1917年の革命による「諸民族の牢獄」ロシアの民主化は、自然権としての民族自治という理念にさらなる推進力をもたらすこととなる。

3. ロシア革命期のウクライナ・ナショナリズムと国家の問題

本章で扱うのは、ロシアの二月革命から、1918年のブレスト＝リトフスク条約締結までの時期である。ロシア革命は、ロシア帝国の版図を超えて、ハプスブルク帝国にも大きな衝撃を与え、東ヨーロッパ全体の帝国秩序の崩壊をもたらすこととなった。本章では、革命期のウクライナを指導したウクライナ中央ラーダの活動と、同盟国側のウクライナ・ナショナリストへの革命の影響に着目する。その上で、十月革命後のウクライナ人民共和国の独立とブレスト＝リトフスク条約が、前章までの議論を踏まえて意味づけられるだろう。

3-1. ロシア帝国の「帝国内改革派」とウクライナ中央ラーダ

国内外に知られたウクライナ史家でありドニプロのウクライナ運動のリーダーであったミハイロ・フルシェフスキーは、開戦後、1914年12月5日にキエフに戻ったが、ただちに当

113 “Die Sonderstellung Galiziens und die österreichische Staatsidee,” *Ukrainische Rundschau* 15, no. 1 (1917), pp. 25–33.

114 林「チェコ人『帝国内改革派』」36頁。チェコの歴史家バラツキーは1848年革命の時代、ドイツとロシアの拡大欲に対するスラヴ諸民族の保護者としてのハプスブルク皇帝という理念を打ちだし、帝国を平等な諸民族の連邦へと改編することを求めた。矢田『ハプスブルク帝国史研究』100–112頁。

局により逮捕された⁽¹¹⁵⁾。また、ロシア軍はガリツィアを占領すると、ユニエイト教会大司教のシェプティツキーを逮捕し、内地へと移送した⁽¹¹⁶⁾。両帝国のウクライナ運動の精神的指導者であった二人の逮捕は、ロシア帝国が「ウクライナ・カード」を用いないことを示すには十分な出来事だった。

それでも、ロシア帝国のウクライナ人勢力は基本的に戦争への協力を表明し、帝国の枠組みの内部での改革を求めた。シモン・ペトリューラは1914年、『ウクラインスカヤ・ジーズニ』誌において「戦争とウクライナ人」と題した論説を発表した。彼によれば、ロシア社会の一部でウクライナ人運動が「分離主義的」「親オーストリア的」であるといわれているが、「そのような一連の憶測は何の根拠もないものであり、その正当性を証拠づけるような一つの事実も、一つの論拠もない」。「ロシアにおけるウクライナ問題の望むべき解決を、ウクライナ人は冒険主義的な構想と結びつけてはおらず、その解決をロシアの社会生活の発展の全体的な成り行きに関連付けている⁽¹¹⁷⁾」。逮捕されたフルシェフスキーも、この点では同じ立場だった。同盟国側を専制的であるとみなしていたフルシェフスキーは最高ラダのマニフェストに署名せず⁽¹¹⁸⁾、またウクライナ解放同盟がウクライナ人の代表を自任することを批判した⁽¹¹⁹⁾。ロシアのウクライナ・ナショナリストの多くは、協商国を支持していた。

帝国政府は前線地帯においてはナショナリズムに対して厳しく臨んでいたため、ウクライナ勢力は専らドゥーマのリベラル諸政党に味方を見いだそうとした。第一章で述べたようにカデットのウクライナ政策は文化的自治を基礎においていたが、大戦は戦後の自治権拡大を議論の俎上にあげた。とくにフルシェフスキーは同業者であるミリュコーフと個人的に親交があり、カデットなどの「進歩的」勢力との協力を期待していた⁽¹²⁰⁾。ミリュコーフも、1916年にスイスのウクライナ人雑誌『ル・ウクライナ』に対し、ウクライナ人がこの戦争で協商国側に協力するのなら、ウクライナ運動への譲歩を用意できると表明した⁽¹²¹⁾。さらに二月革命直前には、フルシェフスキーとミリュコーフがウクライナへの自治を盛り込んだ

115 Oleksyj Kurajev, “Ein ukrainischer Historiker als politische Figur im Spannungsfeld zwischen Zarenreich und Donaumonarchie: M. S. Hrussevs’kyj als Opponent der Ruthenenpolitik Wiens und Initiator eines bisher unbekanntes Versuchs zur Schaffung ukrainischer Autonomie in Rußland 1914,” in Jordan et al., *Ukraine*, p. 680. クラーイエフによれば、フルシェフスキーはニコライ大公がポーランドに約束したのと同等の自治をウクライナ人も得られると期待していた。

116 ロシア当局はシェプティツキーをウクライナ・ナショナリズムの指導者としてだけではなく、正教徒のユニエイトへの改宗を目論む人物としても危険視していた。実際、シェプティツキーは西部諸県の正教徒司祭らと文通を行っており、まったく根拠のない非難というわけではなかった。*Бахтурина А.Ю. Политика Российской Империи в Восточной Галиции в годы Первой мировой войны*. М., 2000. С. 121–140.

117 *Война и украинцы // Главный атаман. В плену несбыточных надежд.* / С.В. Петлюра. М., 2008. С. 210–211.

118 Krajev, “Ein ukrainischer Historiker,” p. 679.

119 Fedyshyn, “The Germans and the Union,” p. 318.

120 Michael Hruschewskyj, *Die ukrainische Frage in historischer Entwicklung* (Wien: Verlag des Bundes zur Befreiung der Ukraina, 1915), p. 51.

121 “Professor Miljukoff als ‚Gönner‘ des Ukrainertums,” *UN* 96–97 (1916), p. 2.

新憲法草案を練っているという噂が流れていた⁽¹²²⁾。こうした状況下で、フルシェフスキーは、ポーランド人の抑圧に晒され続けているガリツィアのウクライナ人よりも、中央政界に仲間を持つロシアのウクライナの方が恵まれている、とさえ述べたのである⁽¹²³⁾。

首都の二月革命を受け、ウクライナ人の組織化に最初に手を付けたのは、以上のような「国内改革派」の立場をとっていたウクライナ進歩主義者協会だった。1917年3月17日に地下活動から出た指導者たちはキエフで会合を開き、同協会の委員会（ラーダ）をウクライナ人の統一センターとすることを決議した⁽¹²⁴⁾。それに従い、進歩主義者協会とその他の諸団体の合同集会において「ウクライナ中央ラーダ」が創設された。議長には、本人不在のなかフルシェフスキーが選出された。中央ラーダはすぐさま臨時政府の首班リヴォフ公と法相ケレンスキーにあてた電報で、臨時政府成立の歓迎と、民主主義と「自由な民族の自由な連邦制」の実現への期待を伝え⁽¹²⁵⁾、ウクライナ人民に対しては、中央ラーダがロシアの新体制を支援し、ウクライナ自治問題の決定の場であるロシア憲法制定会議に向け準備を進めることを表明した⁽¹²⁶⁾。このように、今や自らの組織をもったキエフのナショナリストたちは、二月革命をロシアからの分離ではなく、ロシアの連邦主義的改編という自身の理念の実現の機会として受け止めていた。地下から出たその他の社会主義政党もロシアの連邦化を求め、臨時政府はウクライナ自治実現のためのパートナーであると見なされた⁽¹²⁷⁾。

初期の中央ラーダが掲げていた自治と連邦制の構想は、解放され、キエフに戻ったフルシェフスキー自らによって公にされた。論説「自由ウクライナ」において、彼は追求すべき国家形態を「民主的基礎のもとでの、我らの地の民族的少数派への堅固たる保障を伴った、ロシア連邦共和国内のウクライナの広範な領域的民族自治」だとした。さらにそれを「我々の古くからの要求」と呼ぶことで、自らの構想をドラホマノフ以来のウクライナ政治思想の潮流においた。彼はその構想を「単なる諸民族の文化的自決 *самоозначення* のプログラムと、完全な政治的独立の要求の中間」に位置付け、「ここにおいて、ウクライナの人々が階級とナショナリティの区別なく結合しうる」と書いた⁽¹²⁸⁾。フルシェフスキーにとって、「独立ウクライ

122 “Die Autonomie der Ukraina in der Duma?,” *UN* 100 (1917), p. 10.

123 Kurajev, “Ein ukrainischer Historiker,” p. 679.

124 *Зозуля Я.М.* Календар історичних подій за лютий 1917 року – березень 1918 року. Нью-Йорк, 1967. С. 8.

125 Телеграммы Украинской Центральной Рады // Революция и национальный вопрос. Т. 3 / Под ред. С.М. Диманштейна. М., 1930. С. 132.

126 Из воззвания Рады Товарищества Украинских поступовцев // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 132–133.

127 ウクライナ社会民主労働者党は「現時点におけるウクライナのプロレタリアートと全ウクライナの第一の、緊急の、焦眉の課題」としてウクライナ自治を掲げ、連邦制に基づく「ロシア民主共和国」の確立とその他の民族の自治運動を支援することを表明した。1907年から非法組織として活動していたウクライナ・エスエル党も正式な結党大会を開催し、綱領の第一項で領域的民族自治の達成とウクライナ憲法制定会議の召集をかけた、ロシア国家の最良の形態は「連邦的民主共和国」である、とした。Из резолюций конференции УСДРП // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 134–136; Установчий з'їзд Української Партії Соціалістів-революціонерів // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 266–267.

128 論説は『ノーヴァ・ラーダ』紙において1917年4月に連載され、翌年ニューヨークで小冊子としてまとめられた。*Грушевський М.С.* Вільна Україна. Нью-Йорк, 1918. С. 7–8.

ナ」はショーヴィニズムを煽るだけであり、連邦制にのみ多民族共存の基礎的条件が存在した。フルシェフスキーは自治要求の正当化に歴史的権利を一切持ち出さなかった。普遍的なユートピアとして構想されたフルシェフスキーの連邦制は、独立と本質的に区別されたのである。

連邦制の単位としてのウクライナの統治機構と権能の範囲についての具体的な構想は、臨時政府との交渉を通じて練られていった。5月に臨時政府に提出した要望書が棄却されると⁽¹²⁹⁾、以後中央ラーダは自ら自治機構を整備してその承認を迫るようになり、6月28日には事務総局 Генеральный секретаріат の設置を宣言した⁽¹³⁰⁾。これは中央ラーダの執行機関であるとされ、そのトップたる事務総長にはヴィンニチェンコが就任した。内務、財務、司法などの諸部門を担当する局長 Генеральный секретар と書記官からなる事務総局は、ウクライナ自治政府としての体裁を成していた⁽¹³¹⁾。もっとも、ラーダ指導者が事務総局をあくまでも中央ラーダの組織として表現し、自治政府としての形容を避けていたことは重要である⁽¹³²⁾。7月29日の事務総局規程では、「事務総局は中央ラーダに責任を負い、中央ラーダが不信任を表した場合、解散する」とるように議会＝中央ラーダと行政府＝事務総局から成る責任内閣制が示唆されている一方⁽¹³³⁾、臨時政府と結ばれた7月16日の協定では、中央より権

129 この要望書は学校教育のウクライナ化など大戦前からの文化的要求を含んでいた一方、来たる講和会議へのウクライナ代表の参加、ウクライナ人部隊の結成という新たな要求も加わっていた。後二者は通常の連邦制では中央政府の管轄となる外交権と軍事権の要求とも捉えうるが、ウクライナが交戦地帯となっているという状況がこれらの要求を後押ししたと考えられる。Записка делегации Української ради Временному Правительству и Исполнительному комитету советов // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 143–149.

130 Генеральный секретаріат は従来「総書記局」と訳されてきたが、本稿では暫定的に「事務総局」と訳した（それに伴い、「総書記長」は「事務総長」と訳しかえた）。ラーダの指導者たちが事務総局をあくまでも中央ラーダにおける決定事項を実行する機関として形容し、さらにそれが意識的であったため、より一般的で無機質な訳語を用いることによって、事実上自治政府と議会が存在しながらもそれを公式には認めないことで中央との間に妥協が成立し得た、という当時のウクライナ自治の特徴を捉えやすくすることが狙いである。とはいえ、これはあくまで暫定的な試みであり、1917年以前のウクライナ自治の理念における行政府に関する構想や中央ラーダの組織構造のより具体的な考察と、しかるべき訳語の再検討は、今後の課題としたい。

131 Повідомлення Комітету Центральної Ради про організацію Генерального секретаріату // Українська Центральна Рада: документи і матеріали, Т. 1 / Под ред. В.Ф. Верстюка. К., 1996. С. 105–106.

132 例えば、外務局長オレクサンドル・シュリギーンは「戦略的な観点」から、事務総局を「政府」ではなく「ウクライナ人民最高革命機関」と呼ぶことを提案した。事務総局の性格についての認識は必ずしも一致しておらず、コヴァルスキーは「あるものは言う、事務総局はウクライナ大臣たちだと。別のものは言う、これはウクライナ自治の準備に関するより生産的な作業のための、中央ラーダ委員会の中核における専門分化にすぎないと」と述べた。これらについては、7月6日の中央ラーダ会議での議論を参照。Матеріали і документи п'ятої сесії Центральної Ради // Українська Центральна Рада. Т. 1 / Под ред. Верстюка. С. 116–120.

133 事務総局規程は24項から成っていた。これ以外の主なものを挙げれば、事務総局を選出するのは中央ラーダに設けられた委員会であり、中央ラーダと臨時政府がそれを承認する。事務総局は中央ラーダで通過した法案を承認し、さらにそれを臨時政府の承認に付する。事務総局は内務、財務、軍事、食糧、土地、司法、教育、民族、商業、工業、通信、労働、交通の各部門を担当する局長と会計監査官の14人から構成される、などである。Статут Генерального Секретаріату // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 310–312.

能を分与された事務総局に対して中央ラーダの位置づけは曖昧なものにとどまり、ウクライナ議会として公式に認められることはなかった⁽¹³⁴⁾。さらに、ウクライナは行政単位としてさえ認められず、従来の県による区分がそのまま存続していた。結局のところ、自治政府としての装いを避けた事務総局という名称にこそ、ウクライナ自治の不完全な「暫定性」が現れていたのである⁽¹³⁵⁾。

夏以降、ウクライナでは社会問題が深刻化し、土地政策をめぐる中央ラーダの内部に亀裂が生じ始めた。さらに、一度は協定で中央ラーダの要求を受け入れた臨時政府が8月17日の指令で事務総局の権能を制限することを通告し、ラーダはその受諾の決議をめぐる紛糾した⁽¹³⁶⁾。しかしここで重要なのは、中央ラーダが掲げた自治と連邦主義が、異なる社会勢力の代表によって支持され、理念的な結集力を維持し続けていたことである⁽¹³⁷⁾。中央ラーダの連邦制への明確な意思表示は、フルシェフスキー個人の影響力もあり、ロシア諸民族大会のキエフでの開催を実現させた。10を超える民族の代表が出席したこの大会ではフルシェフスキーが名誉議長となり、諸民族からなるロシア連邦共和国を目指すことが決議された⁽¹³⁸⁾。

秋には中央ラーダが全ロシア憲法制定会議とは別個のウクライナ憲法制定会議開催を準備するなど、ウクライナ自治をめぐる臨時政府との間に常に緊張が存在した。しかし、中央ラーダの指導者たちは事務総局の設置からウクライナ憲法制定会議開催までの全てを、あくまで自らの連邦制理念の枠内の行為として捉えていた。ヴィンニチェンコは「ウクライナ憲法制定会議の主権性は、ウクライナのデモクラティアの良心の完全な、強制的でない発露の条件として欠かせない」が、「その意志がロシアからの分離と独立へと向かって現れることを予見するわけではまったくないと述べた⁽¹³⁹⁾。ヴィンニチェンコは自らを「民族的社

134 ラーダの自立的な動きへの対応を迫られた臨時政府はツェレテリ、チェレーシチェンコ、ケレンスキーをキエフに派遣し、ラーダとの間で交渉を行った。その結果、7月16日に協定が結ばれ、事務総局はウクライナにおける最高執行機関として認められた。Соглашение Временного Правительства с Центральной Радой // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 62–63. 臨時政府と中央ラーダの協定の内容は、第二次ユニヴェルサルで公表された。Другий Універсал Української Центральної Ради // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 308–309.

135 もっとも、国外ではこれを単純に自治政府の成立として捉えた人々がいたことも確かである。ハプスブルク帝国の在ウィーン情報部による「協定により規定されたウクライナの対露関係は、ハンガリーの対奥関係に似ている」という報告は、この類推に基づいている。“Die k.u.k. Zensurstelle Wien an die N. A. des k.u.k. AOK: Über die Bildung und Zusammensetzung des ukrain. Kabinetts unter dem Namen ‘Generalsekretariat des ukrainischen Zentralrates’,” 9. 8. 1917, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 258–259.

136 Зозуля Я. Велика Українська Революція: Календар історичних подій за лютий 1917 – березень 1918. Нью-Йорк, 1967. С. 22–23.

137 労働者、兵士、農民による大会はそろって中央ラーダ支持を決議した。9月に行われた第四回ウクライナ社会民主労働者党大会でも、改めて「ロシア共和国」の連邦化を目指すことが採択された。Из резолюцій IV сьезда УСДРП // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 182–187.

138 Зід національностей у Києві // Вістник Союзу визволення України. 1917. № 42. С. 658.

139 Володимир Винниченко про українську державність // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 322.

会主義者」と称し、独立を希求し、ショーヴィニズムに陥る「民族主義者」と区別した。フルシェフスキーと同様、彼にとっても連邦制はそれ自体が十全な理想的政治形態であり、独立は将来的な目標としてさえ否定されたのである⁽¹⁴⁰⁾。

このように、進歩主義者協会から中央ラーダに至るロシアのウクライナ・ナショナリストたちは、分離独立を否定し、連邦化したロシアのなかでの自治ウクライナの実現をめざし、臨時政府と交渉を続けた。そして、大戦では協商国側を支持することを表明し、早急な講和交渉を求めつつも、防衛のための臨時政府への戦争協力には決して消極的ではなかった⁽¹⁴¹⁾。これらの立場は、同盟国側でウクライナの独立を喧伝していた解放同盟や総ラーダとは明らかに相反するものだった。では、二月革命及びロシアにおけるウクライナ自治機関の誕生という帝国秩序の変動に、これら二組織はいかに反応したのだろうか。

3-2. ロシア革命と同盟国側のウクライナ人勢力

臨時政府が戦争継続を表明したことで、二月革命は独逸同盟の戦争政策にはそれほど大きな変化をもたらさなかった。ハプスブルク帝国は中立国での報道を経由してウクライナ情勢を注視しており、それゆえ、中央ラーダの連邦制志向を正確に読み取っていた。ブダペスト情報部のセーチェーニは「ウクライナのデモクラシーは、ロシアからの完全な分離を望む勢力を排除して進んできた」とし、現時点でウクライナに進攻し占領するのは現地勢力の反発を生むためむしろ逆効果だと報告している⁽¹⁴²⁾。

革命を期にウィーンはほとんど関係を絶っていたウクライナ解放同盟に再び注目するが⁽¹⁴³⁾、以上のような分析により、開戦時のような積極的な関与は行わなかった。同盟は中央ラーダの自治運動とは一切連携をもたなかったため、同盟が行える有効な活動はウクライナ人捕虜に対するプロパガンダに限られていた。オーストリア外相ツェルニンは、プロパガンダについても反地主、反ポーランド的なものは排除し、反ロシアに限定すべきだとした。彼はポーランド政策とウクライナ政策の同時進行の困難さを認識しており、両路線を維持したうえで「引き伸ばし措置」こそが望ましいと考えた⁽¹⁴⁴⁾。このようなオーストリアの同盟への消

140 「いま、民主的連邦的ロシア共和国において、あらゆる民族の前に広大で心を奪うような創造、発展、富の展望が開いているとき、連邦共和国たるロシア以外へのいかなる志向も、大小の責任あるウクライナの革命的・民主主義的政治集団のなかには存在しないし、明らかに存在しえない」。Там же. С. 323–324.

141 このような姿勢は、例えばキエフでの第一回ウクライナ軍人大会の決議に見られる。Из резолюций I украинского войскового съезда // Революция. Т. 3 / Под ред. Диманштейна. С. 139–143.

142 “Széchenyi an Czernin: Übersendung eines Brichtes über die Bildung der ukrain. autonomen Republik im Rahmen eines russ. Föderativstaates, über die Machtbefugnisse der ukrain. Zentralrada und über die Agrarfrage,” 21. 8. 1917, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 262–266.

143 “Das k.u.k. Min. d. Äußern an Storck: Steigende Bedeutung des Bundes z. B. d. U. für die Monarchie,” 30. 4. 1917, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 223.

144 “Das k.u.k. Min. d. Äußern an Storck: Ziele und Richtlinien bei der Förderung der ukrain. Propaganda in den Kriegsgefangenenlagern. Dilatorische Behandlung der Ukrainischen Frage,” 31. 8. 1917, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 228–230.

極的姿勢により、同盟の機関紙『ウクライナ解放同盟通報』は自身の活動に触れることなく、専らキエフでの中央ラーダの声明や諸大会の決議をそのまま掲載し、ドニプロ・ウクライナが連邦化したロシアに加わることを支持する論説までもが登場した⁽¹⁴⁵⁾。ロシアでウクライナ自治が成立したとき、同盟は独立をオルタナティブとして提示してそれに対抗することを選ばなかった。結局、ここで再び「第三勢力」としての同盟の戦争政策への依存が露呈した。オーストリアの消極的姿勢は十月革命を経てもかわることはなく、1918年9月に資金援助の停止を含んだ同盟との最終的な関係解消が決定された⁽¹⁴⁶⁾。1914年にウクライナ独立運動の指導勢力として現れたウクライナ解放同盟は、結局ドニプロ・ウクライナにおける国家建設に役割を果たさないまま、自然消滅の道をたどった。

革命前まで「ドニプロ・ウクライナの独立」を掲げていたガリツィアのウクライナ・ナショナリストも、中央ラーダがウクライナ自治の整備に着手するとそれを称賛し、『ウクライナ通報』ではキエフでの事態の進展が逐一報じられた。しかし、彼らによる事態の見方は、当事者のそれとは若干異なっていた。まず、ウクライナ人の活動は「ペレヤスラフ条約で保証された自治権を再び獲得するため」であり⁽¹⁴⁷⁾、「ロシア政府は、これ以上ペレヤスラフ条約を無視することはできない」とし⁽¹⁴⁸⁾、領域的自治の要求が歴史的権利を根拠に正当化されているかのように報じた。ここでは、ナショナリズムの主張への歴史的権利の援用が有効である、というハプスブルク帝国における規範の有様が反映されていた。また、『ウクライナ通報』では、中央ラーダの自治要求が当初から分離主義への芽を孕んでいるかのように描かれた。フルシェフスキーは「分離主義運動のトップに立つ」人物とされ⁽¹⁴⁹⁾、各地の学生のアピールなどを引き合いに出し、「独立運動は既にウクライナに深く根付いており、このかつての独立国家の分離はもう時間の問題だ」とさえいわれた⁽¹⁵⁰⁾。これらの報道は、中央ラーダが反ロシア的勢力であり、同盟国にとって戦うべき敵ではないことを示すためのものだったと考えられる。

ガリツィア・ウクライナ人の中央ラーダに対する態度を難しくしたのが、上述のように、キエフの諸組織が臨時政府の戦争遂行への協力を表明したことだった。そのような状況での中央ラーダへの同調は、「ルテニア人」の親露主義の証拠として捉えられかねなかった。これに関して、コスト・レヴィツキーは戦争協力の声明は自治付与に対する返報として避けら

145 「連邦制、これは多民族国家の将来の形態である」。この論説の筆者によれば、連邦制は民族の自決とアウタルキーの確保の双方を満たす理想的国制であり、民族自決のみを求めて独立しても、バルカンの小国家群のように結局大国に依存することになる。До національної справи в новій Росії // Вісник Союзу визволення України. 1917. № 33. С. 523–524.

146 “Das k.u.k. Min. d. Außen an Trauttmansdorff: Zustimmung zur Einstellung der Subventionierung des Bundes z. B. d. U. und zur Lösung der bisherigen Beziehungen zu dem Bunde,” 16. 4. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, p. 245.

147 W. Kalynowytsh, “Der Sieg der Revolution und die ukrainische Frage in Rußland,” *UK* 4, no. 10–11 (1917), p. 1.

148 Wladimir Kalynowytsh, “Die separatistische Bewegung in der Ukraine,” *UK* 4, no. 13–14 (1917), p. 4.

149 “Die Ukraine Rußlands – eine selbständige Republik!,” *UK* 4, no. 17 (1917), p. 1.

150 “Die autonome Ukraine,” *UK* 4, no. 20 (1917), p. 4.

れない対価であり、あくまで戦略的なものであるから、それを理由に同盟国がウクライナに進攻するのは止すべきだと論じた。レヴィツキーによれば、自治ウクライナの存在は同盟国の東方政策にとっても既に最重要の既成事実となっており、中央ラーダの運動を妨げず、促進していくことが同盟国の利益にもなる。ここで彼はドニプロ・ウクライナの独立を綱領に掲げた総ラーダ時代の主張を捨て、「ロシアの脅威」はウクライナの広範な自治獲得によって既に減じられたとする立場を明確にした⁽¹⁵¹⁾。この立場は上で引用したセーチェーニの報告とも結論では一致しており、帝国政府との間で問題を生むことはなかった。

革命は、ハプスブルク帝国国内の民族問題一般に対しても非常に大きい作用を及ぼしていた。二月革命の直前、ウクライナ帝国議会議員団は開戦によって停止された帝国議会の再開を求めていたが⁽¹⁵²⁾、新皇帝カール1世によって5月に下院の召集が実現した。この決定には、明らかに隣国での革命が影響していた⁽¹⁵³⁾。会期の初日、5月30日にウクライナ帝国議会議員団のイエフヘン・ペトルーシェヴィチは改めてガリツィアの特別地位に抗議する演説を行った。彼はガリツィア王国は人工物であり歴史的国制単位ではない、ガリツィア王国形成の際は歴史的に全く異質なクラクフ、ザトル公国が含まれた、ブコヴィナはハリチ＝ヴォルィニ王国の歴史的構成部分であり1849年の分離は国制的原理に反する、ウクライナ人が居住するハンガリー王国のカルパート山脈周辺地域は歴史的にハリチ＝ヴォルィニ王国に属する、という4点からガリツィアを歴史的ポーランド地域と見なす立場に抗議し、さらにウクライナ人の民族誌的境界線がハリチ＝ヴォルィニ王国の歴史的境界線と完全に一致する以上、その範囲で新たに自治ウクライナ王国を創設すべきだと主張した⁽¹⁵⁴⁾。6月12日に壇上に上がった議員団代表ユリアン・ロマンチュクは、同様の主張をオーストリア理念の立場から繰り返した。「民族問題の解決なくしては、オーストリアは自身の存在の正当性を完全に失い、勝利の平和ですら、最終的な崩壊からオーストリアを救うことはできないだろう⁽¹⁵⁵⁾」。

このように、革命は帝国議会の再開という形でガリツィア分割についての帝国全体での議論の基礎を用意したが、革命の影響は、ウクライナ・ナショナリストによる主張の論理そのものにも進入した。議員団はツェルニンに対し、オーストリアのウクライナ人地域を単一のウクライナ王国へと編成することを求め、さらにその王国を、「完全にロシア領ウクライナとの比較に耐えるように、整備すること」がウクライナ人を満足させる唯一の道だと書き送っ

151 Konstantin Lewyckij, “Die Ukrainer Rußlands und die Offensive der Mittelmächte,” *UK* 4, no. 30–31 (1917), pp. 2–3.

152 “Dem verfassungsmässigen Leben entgegen,” *UK* 4, no. 7–8 (1917), pp. 1–2.

153 Z. A. B. Zeman, *The Break-up of the Habsburg Empire: A Study in National and Social Revolution* (London: Oxford University Press, 1961), pp. 120–130.

154 “Staatsrechtliche Verwahrung der ukrainischen parlamentarischen Vertretung,” *UK* 4, no. 21–22 (1917), pp. 2–4. ペトルーシェヴィチは明らかに民族誌的境界の内部でのウクライナ人の領域的自治を意図していたが、帝国議会の公式演説においては、その論拠はあくまでも歴史的権利に求められていた。

155 “Die Rede des Obmannes der ukrainischen parlamentarischen Vertretung,” *UK* 4, no. 23 (1917), pp. 4–5.

た⁽¹⁵⁶⁾。1917年8月に書かれたこの覚書は、既に事務総局の設置が認められていたロシアのウクライナ人が獲得していたのと同様以上の権利を要求するものだった。これはウクライナ人特有の現象ではなく、ペトログラード・ソヴィエトによる「諸民族の自決」についての声明は、ハプスブルク帝国の諸民族の政治的主張に大きな推進力をもたらしていた⁽¹⁵⁷⁾。その際、比較対象としてのドニプロ・ウクライナが存在したことで、オーストリアのウクライナ人にはそれがより具体的な要請として捉えられたと言えるだろう。

一方で、革命ロシアでの運動が自治と連邦制を主張し、独立を志向しなかったのと全く同様に、ハプスブルク帝国のウクライナ・ナショナリストによる政治的主張は、1917年を通じて（そして帝国崩壊に至るまで）、あくまでも帝国の枠内での自治領邦の創設を要求するものだった。たしかに、中央ラーダの自治獲得はガリツィア・ウクライナ人の一部には求心力として働き、例えばウィーンのウクライナ人学生や青年将校によってドニプロ・ウクライナとの合同を求める決議も出された⁽¹⁵⁸⁾。しかし、活動の舞台が帝国議会であったことに端的に示されているように、あくまで主要勢力は帝国全体の改編のなかに自らの要求を位置付けていた。

結局、二月革命後も、ガリツィアのウクライナ・ナショナリストの運動はロシアのそれとは分断されたままだった。中央ラーダは「ロシア共和国連邦」のなかの自治ウクライナを、ハプスブルク帝国のウクライナ帝国議会議員団は諸領邦の改編と、その際の自治ウクライナ王国の創設を求めたのであり、ロシアとハプスブルク帝国のそれぞれのウクライナ人運動の主張はその正当化論理においても、構想された政体の国制的定義においても、それぞれの地域における政治思想史的蓄積や統治国家の国制の刻印を帯びていた。しかし、一方で、両帝国のナショナリストが多民族国家全体の国制の改編を視野に入れた要求を打ち出し始めたことで、共通性も目立つようになった。すなわち、いずれも戦後の国家体制は民族によって領域的に区画された自治的行政単位を基礎としたものでなくてはならない、ということを前提とし始めたのである。さらに、ハプスブルク帝国のウクライナ人が中央ラーダへの支持を表明し、ドニプロ・ウクライナ独立の旗を降ろしたことで、それぞれのウクライナ人勢力は国内での自治の獲得に専念していた。広く捉えれば、ロシア革命による「自決権」の提唱を経たこの時期に、両ウクライナ勢力の政治的主張は「民族原理を基礎とした領域的自治」へと収斂していったともいえるだろう。

3-3. 第四ウニヴェルサルとブレスト・リトフスク条約

中央ラーダは十月革命で成立したボリシェヴィキ政権を承認せず、11月20日の第三ウニヴェルサルで「ウクライナ人民共和国」の設立を宣言した。宣言文によれば、人民共和国は

156 “Das Präsidium der Ukr. Parl. Vertr. an Czernin: Denkschrift über die Behandlung der ukrain. Frage, insbesondere in den von Österreich-Ungarn bereits besetzten Gebieten Rußlands,” Aug. 1917, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 1, pp. 266–269.

157 例えば、チェコのとボルカはロシアの民主化をハプスブルク帝国での憲法改正要求と結びつけた。林「チェコ人『帝国内改革派』」36–37頁。交戦諸国へのペトログラード・ソヴィエトの声明の影響についてはA. J. メイア（斉藤孝、木畑洋一訳）『ウィルソン対レーニン：新外交の政治的起源 1917–1918年（第1巻）』岩波書店、1983年、289–294頁も参照。

158 中井『ソヴェト民族政策史』52頁。

「ロシア共和国全てが平等で、自由な民族の連邦となるために」、「ロシア共和国から分離することなく、結合を保ったうえで、我々は自らの地に堅固として立たねばならない」。つまり、十月革命を経ても中央ラーダは自らの連邦制構想を放棄せず、もはや存在しないロシア共和国の連邦構成単位としての「ウクライナ人民共和国」を創設する、という方法をとったのである⁽¹⁵⁹⁾。

十月以降も自治と連邦理念に拘った人民共和国は、革命のカオスのなかでそれらを守るために強力な権力となる必要ゆえに、実際の権能がかえって限りなく独立国家へと近づいていくという自己矛盾を抱えた。そして、著名な第四ユニヴェルサルも、ポリシェヴィキの革命遠征軍に対抗するため同盟国と条約を結び軍事的支援を求める過程で、形式上は対等な条約締結国となるために、人民共和国を独立主権国家として整備する目的から発せられたものだった。

連邦主義と独立の間の葛藤は、ブレスト＝リトフスク講和交渉でのウクライナ代表の発言と、第四ユニヴェルサルの宣言文の両方から読み取ることができる⁽¹⁶⁰⁾。ウクライナ代表の一人セヴリュークは「ウクライナ運動は大ロシア連邦共和国設立の計画を出発点としている」が、第三ユニヴェルサルによって「中央ラーダは完全な主権を獲得した」のであり、ロシア連邦共和国が存在しない以上、独立して講和交渉にあたる権限を持つという認識を示した⁽¹⁶¹⁾。同じく代表のホルボヴィチも、同盟国代表に宛てた覚書で、ウクライナは主権国家でありあらゆる国際会議に参加する権利を持つこと、全ロシアについて語れるのは全ロシアに承認された権力のみで、それが存在しないときは各々の共和国が外交権をもつこと、を表明した⁽¹⁶²⁾。そしてウクライナ人民共和国の完全な主権国家としての独立を宣言した第四ユニヴェルサルも、「人民大臣会議」へと改称した事務総局が講和交渉を担う主体となることを表明した一方で、最後に連邦制への可能性を示唆していた。「(訳注：ウクライナ憲法制定会議が、)かつてのロシア国家の諸民族共和国との連邦制的結合について決定するだろう⁽¹⁶³⁾」。連邦制の可能性、あるいは「未練」を残した主権国家宣言であるという意味で、第四ユニヴェルサルの内容はブレストにおける立場表明と一致していたのである。

159 Відозва Генерального Секретаріату і Третій Універсал Української Центральної Ради // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 240–243.

160 人民共和国は、ウクライナが交戦地帯であることを理由に、ブレスト＝リトフスクで行われていた同盟国とソヴィエト政府の休戦交渉に代表団を派遣した。

161 “Protokoll der zweiten Vorbesprechung mit den ukrain. Delegierten: Souveränität des ukrain. Staates beruht auf dem Prinzip des Selbstbestimmungsrechtes; Umfang des ukrain. Territoriums; Wunsch der ukrain. Regierung, den Krieg zu beenden und die Beziehungen zu den anderen Völkern auf politischem, kulturellem, und wirtschaftlichem Gebiet baldmöglichst wiederherzustellen,” 4. 1. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 2, p. 53.

162 “Protokoll der Plenarsitzung der Friedensversammlung: Verlesung der Note der ukrain. Regierung über ihr ausschliessliches Prärogativ bezüglich der Ausübung der souveränen Rechte auf dem ukrain. Gebiete und ihr Streben nach einem gerechten allgemeinen Frieden,” 10. 1. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 2, pp. 66–67.

163 Четвертий Універсал Української Центральної Ради // Українська суспільно-політична думка. Т. 1 / Под ред. Гунчака и др. С. 371–374.

以上の理由から、筆者は宣言の動機を中央ラーダ指導者たちの独立主義への転向とみるのはあまりに単純であると考える。しかし、2月9日に四国同盟（ドイツ、オーストリア＝ハンガリー、オスマン帝国、ブルガリア）との間で調印されたブレスト＝リトフスク条約で人民共和国が得たものの内実は、興味深いことに、開戦当初解放同盟や最高ラーダが綱領で提示していた目標ときわめて近かった⁽¹⁶⁴⁾。第一に、ドニプロ・ウクライナの同盟国側での独立である。当初協商国側についていた中央ラーダの指導者たちは、軍事的支援が同盟国からしか得られないと分かると自身の立場を大きく旋回させていた⁽¹⁶⁵⁾。第二に、条約の前日に交わされた秘密協定には、ハプスブルク帝国内でのウクライナ領邦の創設が盛り込まれていた⁽¹⁶⁶⁾。ウクライナ代表の要求にツェルニンは当初不快感を示したが、人民共和国が国内のポーランド人マイノリティに政治的権利を保障することを条件に、東ガリツィアでのウクライナ領邦の創設を認め、さらに北ブコヴィナも検討の対象とすることを受け入れた⁽¹⁶⁷⁾。第三に、条約では独逸とウクライナの間での新たな通商協定の準備などにも言及され、独逸と経済的に緊密に結びついた独立ウクライナ、というウクライナ解放同盟の目標もここで達成された⁽¹⁶⁸⁾。

第四ウニヴェルサルとブレスト＝リトフスク条約は、ウクライナの独立を既成事実とすることで、連邦主義を基軸とするドニプロ・ウクライナの政治思想の潮流に終止符を打った。このとき、ロシア、ハプスブルクの両国家の国制的枠組みのなかでのそれぞれの政治的主張の構築、という構図は終わりを迎えたのである。それと同時に、かつての連邦主義者による独立国家創設は、大戦期に成立していたウクライナ人勢力の構図にねじれを生じさせた。このねじれの存在は、ソヴィエト・ロシアが3月のブレスト＝リトフスク条約で東方へと後退したにもかかわらず、人民共和国が短命に終わったことと無関係ではない。新たに生まれたパヴロ・スコロパツキーの「ウクライナ国」は、フォン・ハーゲンが指摘するように、ガリツィアのユニエイト指導者シェプティツキーが構想した独立ウクライナ国家に驚くほど似ていたのである⁽¹⁶⁹⁾。

164 条約の全文は、“Der deutsche Text des Brester Friedensvertrages mit der Ukr. Volksrepublik,” 9. 2. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 2, pp. 212–221.

165 中央ラーダの指導者たちは当初イギリスとフランスに支援を求めたが、外交官がキエフに派遣されるなど外交関係の萌芽はみられたものの、英仏ともに軍事的な介入には消極的だった。Reshetar, *The Ukrainian Revolution*, pp. 98–102.

166 “Geheimprotokoll der Deklaration Czernins über die Schaffung eines autonomen ukrain. Kronlandes, bestehend aus Ostgalizien und der Norbukowina; Sicherung der nationalen und kulturellen Entwicklung der poln., deutschen und jüdischen Minoritäten in der Ukr. Republik,” 8. 2. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 2, pp. 209–211.

167 ツェルニンは国内のポーランド人とハンガリー人の反応を恐れており、ザカルパッチャのウクライナ領邦への編入は断固拒否し、アウスグライヒ制に手を加えることは避けようとした。“Czernin an Demblin: Über das Verlangen der Ukrainer nach Schaffung eines ukrain. Kronlandes, bestehend aus Ostgalizien und der Bukowina,” 21. 1. 1918, in Hornykiewicz, *Ereignisse*, vol. 2, pp. 20–21.

168 “Der deutsche Text,” pp. 214–218.

169 Mark von Hagen, “‘Kriege machen Nationen’: Nationsbildung in der Ukraine im Ersten Weltkrieg,” in Kappeler, *Die Ukraine*, p. 289. シェプティツキーの構想については、註 57 を参照。

おわりに

キエフに誕生したウクライナ国家に対し、当初より独立を提唱していたウクライナ解放同盟や帝国議会議員団がいかなる態度をとったかは興味を誘う問題であるが、実際のところ、両者の間にはほとんど連携のないまま終戦、そしてハプスブルク帝国の崩壊に至った。先に述べたように同盟は自然消滅の道をたどり、議員団は国内でガリツィア分割と連邦化に向け苦闘したが、帝国崩壊により西ウクライナ人民共和国として独立するに至った。この独立もまた、国内では「連邦主義者」であったガリツィアのナショナリストによる産物である点で興味深いが、これについて論じる余裕はない。

全体の議論を踏まえ、ここで改めて大戦と革命による帝国秩序の変動がウクライナ・ナショナリズムに与えた影響についてまとめておきたい。大戦前、帝国という枠組みは二重の意味でロシア、ハプスブルク両帝国のウクライナ・ナショナリズムの政治的主張を規定する役割を果たした。第一に、帝国、あるいは帝国秩序の存在そのものが所与のものであり、それを超克する構想が主流となることはなかった。第二に、両帝国でのウクライナ・ナショナリズムの性格の相違は、そのまま両帝国全体の国制や中央とウクライナの関係の相違に相応していた。ドニプロ・ウクライナにおける連邦主義の優勢は1906年憲法における「民族」の不在と諸ナショナリストの結集などによるものであり、ガリツィア分割の構想は領邦が集塊した複合国家としてのハプスブルク帝国の国制を前提としていた。

大戦は以上のような前提条件を成した帝国秩序を動揺させ、革命がそれを崩壊させた。前線地帯となったウクライナはいまや権力空白地帯とみなされ、ロシアからのウクライナの独立を掲げるウクライナ解放同盟が独逸の東方政策と結びついて活発な活動を開始し、ガリツィアのウクライナ人勢力もそれに協力し、さらにハプスブルク帝国全体の改編をも要求するようになった。二月革命ではロシア国家の枠組みは維持されたため帝国の果たした第一の役割は引き継がれたが、ロシア、ハプスブルク両国家で民族原理に基づいた国制的改編が基本的要求となると、第二の役割における相違はもはや決定的ではなくなった。これにより、ウクライナ・ナショナリズムの政治的主張の「民族原理を基礎とした領域的自治」への収斂が生じたのである。十月革命はロシア帝国の版図の分解を決定的なものとし、ここで帝国の第一の役割も消滅した（ハプスブルク帝国の崩壊でこれは完成された）。人民共和国の主権国家としての独立を謳った第四ユニヴェルサルは、いわば帝国秩序の不在がもたらした国家・国制構想でもあった。

以上の結論から分かるように、本稿の議論は、第一次世界大戦後の諸帝国の崩壊と「国民国家」成立へのナショナリズム運動の寄与を相対化する点で、オスマン帝国をも含めた「大陸帝国」間の境界地域についての先行研究と共通点をもつ⁽¹⁷⁰⁾。今後は、この共通性を前提としつつ、個別研究の成果を比較検討することで、それぞれのナショナリストの大戦への反

170 既に挙げた東部戦線研究以外では、Michael A. Reynolds, *Shattering Empires: The Clash and Collapse of the Ottoman and Russian Empires 1908–1918* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011); Aviel Roshwald, *Ethnic Nationalism and the Fall of Empires: Central Europe, Russia, and the Middle East, 1914–1923* (London: Routledge, 2001).

応の差異や、それぞれの境界地域ではたらいっていた機制の特性に、より焦点が当てられるべきであろう。また、ウクライナでは、大戦と革命のカオスは、内戦となって1921年まで継続する。ウクライナ史の枠組みでは、内戦終結までのキエフを首都とした諸国家を、単線的な独立ウクライナの系譜としてではなく、種々の国家・国制構想の産物として個別的に考察することが今後の課題となる。

Ukrainian Nationalism during the First World War and the Russian Revolution

MURATA Yuki

The purpose of this article is to examine the activities of Ukrainian nationalists in the Habsburg Monarchy and the Russian Empire during the First World War and the Russian Revolution. Over the past few years, a considerable number of studies have been made on the complex national and social situation on the Eastern Front of WWI, but little attention has been given to the activities of Ukrainian nationalists themselves. I attempt to illustrate that their activities and political statements were highly influenced by the destabilization of the trans-imperial order in Eastern Europe, caused by the war and the revolution.

Section 1 examines the development of the political theory of Ukrainian nationalists in two continental empires. National activists in Russian Ukraine asserted that the Russian Empire should be reorganized into a federal democratic state, whose constituents are divided according to national principle. They strove to cooperate with Russian liberals, the Kadets, on the reorganization of the Russian state, but this ended in failure. In Galicia, the eastern border region in Austria-Hungary, Ukrainian activists advocated the division of the region into two separate *Lands*, an eastern Ukrainian one and a western Polish one. Thus, the main political streams of Ukrainian nationalism in these two empires did not seek independence and their political assertions were in general regulated by the respective imperial order.

On the eve of the war, however, emerged a “third group” whose political standpoint was characterized by a claim for an independent statehood of Ukraine and Marxist socialism. The leaders of this group had gone into exile in Galicia after the Stolypin Coup (1907), which led to the prohibition of Ukrainian political parties and repressive measures against socialist causes. One of these figures, Dmytro Dontsov, wrote that the best way to secure the independence of Ukraine was the participation in a future conflict between the Central Powers and the Russian Empire in favor of the former. This statement foresaw the activities of the Union for the Liberation of Ukraine.

Section 2 addresses the political activities and political statements of two Ukrainian nationalist organizations, both of which were established in Lviv, the capital of Galicia, with the outbreak of the war: the Union for the Liberation of Ukraine, which had its roots in the activities of the above-mentioned exiles, and the Supreme Ukrainian Council (later reorganized into the General Ukrainian Council), which consisted of prominent members of the three main Galician parties. The two organizations expressed their hostility towards Russian despotism and proclaimed that they stood by the Central Powers with a view towards liberating Russian Ukraine. The German and Austrian authorities had contact with their leaders and supported their activities, mainly financially.

The Union for the Liberation of Ukraine insisted that Ukrainian independence be the best geopolitical solution to the Eastern European borderlands for Germany and the Habsburg Monarchy, on the grounds that an independent Ukraine could be a breakwater against the incessant “threats” of tsarism from the East. In propaganda works, they attempted to legitimize independence by invoking the distinctiveness of the Ukrainian people, culture,

and history and their abundant economic resources. Their activities, however, were highly dependent on the *Ostpolitik* of the Central Powers. Therefore, the Union did not demand the independence of Galicia from Austria and subsumed their socialistic tendencies in official statements.

The members of the General Council, who had played a leading role in Galician local politics, continued to ask for the division of Galicia and, at the same time, required two more reforms. First, they started to demand independence of Russian Ukraine in cooperation with the Union for the Liberation of Ukraine. Second, the Council now viewed the division of Galicia not only as a foundation of two separate Ukrainian and Polish *Lands*, but also as an indispensable part of a prospective federal reconstruction of the whole empire. Meanwhile, Austrian emperor Franz Josef decided to give Galicia *die Sonderstellung* (special position), which meant broad autonomy for the Galician Poles, the arch-enemy of the Galician Ukrainians. This decision aroused harsh indignation among the members of the Council.

Section 3 discusses the development of Ukrainian nationalism after the February Revolution in Petrograd. Following the collapse of tsarism and the formation of the Provisional Government, some leading nationalists in Russian Ukraine gathered in Kiev to establish the Ukrainian Central Rada. Mikhailo Hrushevsky, a prominent Ukrainian historian and a major advocate of federalism who claimed that an autonomous Ukraine could be a strong foothold for the realization of a federative Russia, became president of the Rada. As a result of long and difficult negotiations with the Provisional Government, the Central Rada gained tentative autonomy for the Ukrainian regions. In spite of frequent conflicts over competence between the Rada and the Provisional Government, the Rada merely demanded national-territorial autonomy within one federal democratic Russia and criticized the political activities of the Union for the Liberation of Ukraine, which claimed independence and cast in their lot with Germany and Austria-Hungary against the Entente.

After the revolution in Russia, the Union and the General Rada regarded an autonomous Ukraine beyond the border as a *fait accompli*, as did German and Austrian officials: the Central Powers cut support for the Union and this led to a termination of the Union's activities. The Galician Ukrainians continued to demand the withdrawal of *die Sonderstellung* and national-territorial autonomy for Ukrainians. It was in this moment that the political statements of the Russian and Galician Ukrainians gradually converged to a national-territorial autonomy within a federal multi-national state.

However, the October Revolution forced a change in Rada's political position. When the victorious Bolsheviks in the capital sent the Red Army to Kiev, the leaders of the Central Rada determined to seek a protector in the Central Powers. The Rada declared the independence of the Ukrainian People's Republic as a sovereign power in the Fourth Universal and, based on this declaration, the Republic concluded a peace treaty with the Allied Powers in Brest-Litovsk. To sum up, moderate federalists in Kiev were obliged to gain independence in the chaos after the war and two revolutions. Interestingly, the provisions of the Brest-Litovsk Treaty, that is, the independence of the Ukrainian state and territorial autonomy for the Ukrainian *Land* within the Austrian state, were remarkably similar to the earlier political assertions of the two Ukrainian organizations on the Allied side, the Union and the General Rada.

村田 優樹

I would like to emphasize the contingent and reactive nature of the formation of national statements during the war and the revolution. We may conclude that the activities of the Union and the General Rada were not so much self-directed movements for national liberation as a product of the war, the revolution, and the following collapse of the imperial order in Eastern Europe.